

保 存 用

大学研究ノート

第30号(1977年6月)

日本のアカデミック・プロフェッション

— 帝国大学における教授集団の形成と講座制 —

天 野 郁 夫

広 島 大 学
大学教育研究センター

目 次

序 章 教授集団の生成と帝国大学	1
第一章 海外留学の制度化	4
1. 制度の模索期	4
2. 貸費留学生制度	5
3. 派遣方針の転換	7
4. 『官費海外留学規則』	8
5. アカデミック・キャリアの制度化	10
第二章 教授集団の形成過程	12
1. 法 学	14
2. 医 学	16
3. 理 学	18
4. 工 学	22
5. 文 学	25
6. 農 学	27
第三章 講座制と教授集団	30
1. 教官組織の生成	30
2. 講座制の構想	31
3. 講座の決定過程	33
4. 講座の担当状況	38
5. 講座制の意義と機能	42

序章 教授集団の生成と帝国大学

わが国のアカデミック・プロフェッションの形成過程をあとづけるための作業を、ここでは東京大学＝帝国大学の教授集団の成立から始めることにしたい。

東京大学＝帝国大学は明治30年、京都に第2の帝国大学が設置されるまで、アカデミック・マンの養成機能をもった事実上唯一の高等教育機関であった。

明治期を通じて、「大学」を称した私学の数は多い。しかしそのなかで専任の教授集団をもったものは、慶応義塾と早稲田をのぞいてほとんどない。その慶応・早稲田も、専任教員の量と質においてきわめて貧弱であり、少数の留学生を欧米諸国に送って、本格的な教授養成に着手したのは、明治30年代も半ばになってからであった。⁽¹⁾

国立の高等教育機関については、帝国大学の他に、商・工・農、それに医学の官立専門学校があり、帝国大学卒業の「学士」を主体とする専任の教授集団をもっていた。⁽²⁾しかしこれらの官立専門学校は、東京高等商業学校と札幌農学校を重要な例外として、卒業者に学士の称号を与えることを認められず、また研究機能をも欠いていた。したがってその卒業者の中からは例外的に、アカデミック・マンを出したにすぎなかった。⁽³⁾こうして帝国大学は、大正7年に『大学令』によって、帝国大学以外の官公私立の大学の設置が認められるまで、「学士」を基準資格とする高等教育機関の教員の独占的な供給源としての役割をはたすことになったのである。

その大正7年までに4校が設置された帝国大学のなかでも、明治30年までたんに「帝国大学」とよばれた東京帝国大学が、大学教授のリクルート源としてしめた比重は、圧倒的に大きなものがあった。京都に第2の帝国大学が誕生するまで、それが唯一の大学であったという事実はひとまずおくとしても、それは長い間唯一の総合大学であり、また最大の学生数をもつ大学でもあったからである。戦前期を通じて、東京帝国大学と同数の開設学部数をもったのは、京都帝国大学だけであり、それもようやく大正12年になってからである。その規模についても、昭和10年になっても、6校の帝国大学のうちで、東京帝国大学は1校で、他の5校に匹敵する数の卒業生を送り出していた。それだけではない。5校の帝国大学の教授集団も、少くともその第一世代の圧倒的多数は、東京帝国大学の卒業者でしめられていた。大学教授のいわゆる「同種繁殖」(in-breeding)がはじまるのは、1世代ないし2世代をすぎてからのことである。このことは帝国大学以外の高等教育機関についてもいえる。新堀通也教授が、戦後の昭和37年当時の大学教授について調査したところによれば、⁽⁴⁾その55%が7校の旧帝国大学の卒業者であり、なかでも東京帝国大学はただ1校で、全大学教員の実に25%を出していた。その東京帝国大学のしめるシェアが、時代をさかのぼるほど大きくなっていくことは、あらためていうまでもないだろう。

明治10年、それまでの専門学校としての東京開成学校・東京医学校から東京大学となり、さらに

(1) 拙稿「専門諸学校の発展」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史4・学校教育(2)』昭和49年)、pp. 628 - 635.

(2) 同 上。

(3) 専門学校のうちで、のちに東北帝国大学農科大学となる札幌農学校は、はじめからその本科卒業者に「学士」の称号を与えることを認められ、また東京高等商業学校は明治33年から、専攻部卒業者に限って「商業学士」の称号を認められた。またこの2校と東京高等工業学校については、卒業者の海外留学も制度化された例えば東京高等商業学校は明治23年、東京高等工業学校も27年から、留学生を出している。しかし、それは専門学校全体からすればあくまでも例外にすぎなかった。(同上、pp. 630 - 631 参照。)

(4) 新堀通也『日本の大学教授市場』昭和40年、東洋館出版社。p. 49.

19年には「帝国大学」とよばれるようになったこのわが国最初の近代大学は、こうして、それ自身がわが国の最初のアカデミック・マンの「宿り場」であり、アカデミック・プロフェッションの生成「母胎」であっただけでなく、次の世代の大学教授たちの独占的なリクルート基盤でもあった。わが国のアカデミック・プロフェッションの基本的な性格は、望むと望まざるとにかかわらず、明治期を通じて150名をこえることのなかった、これらアカデミック・エリートとしての東京帝国大学の教授集団によって形成され、規定されたのである。日本のアカデミック・プロフェッションの形成過程をあとづけようとする本研究の第一歩を、東京大学＝帝国大学における教授集団の形成過程から踏み出すのは、こうした動かしがたい歴史的事実のためである。⁽⁵⁾

ところで東京開成学校が東京大学と改称し、東京医学校をあわせて法・理・文・医の4学部をもつ、わが国最初の近代大学として発足したのは明治10(1877)年のことである。この発足当初の大学には、法理文3学部に邦人教授4、助教3、「外国教授」17、医学部には教授5、助教7、「外国教授」11からなる教授集団があった。この数字が示しているように、この最初の近代大学は、その教育スタッフを欧米諸国から招聘した「外国教授」に大きく依存して発足した。のちに詳細にみるように、発足時の「邦人教授」のアカデミック・キャリアからすれば、その「外国教授」への依存度は「全面的」というべきかも知れない。東京大学＝帝国大学における教授集団の形成過程は、そうした「外国教授」依存の教育体制からの脱却――かれらにかわるに十分な、西欧の近代学術の学習をへた「邦人教授」層の創出の過程として始まる。

東京大学の発足当初の教授集団のなかで、外人教師が多数をしめたのは、いうまでもなく、東京大学が、わが国の伝統的な学術的教育研究とは断絶した形で、その蓄積を遺産としてひきつぐことなく発足したためである。そこで教授され学習されたのは、なによりも近代西欧の学術であり、したがって、その教授能力をもった人材の供給を自国内に直ちに求めることは不可能であった。西欧人教師を招聘し、西欧語を教授＝学習用語として教育を開始することは、その意味でされがたい要請であったといわねばならない。

しかし、近代化の推進にあたった政治エリートたちにとって、それはあくまでもさし迫った必要を充足するための、応急的な措置にすぎなかった。工部大学校の設立を求めた明治4年の建議書にみられる「御邦内之人物其一科ヲ了得候者未ダ見当り不申依テ方今数多之外国人ヲ使役御創業之手順取継罷在候次第実ニ無余儀事ニテ終始彼等ノ余力ニ仮リ功業相逐候様ニテハ一時開化之形況有之トモ万世富強之御基本ハ逆モ相立間敷戦況之至ニ候」⁽⁶⁾という認識は、当時工部省にあった伊藤博文だけでなく、この時期の政治リーダーに共通のものであったに違いない。「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」として設立された東京開成学校自体、「後来邦語ヲ以テ邦人ニ教授」する人材の養成を目的とするものであった。⁽⁷⁾外人教師にかわるに十分な、西欧学術の教授能力をもった邦人教授陣の形成と、それに必要な機構の制度化は、こうして、東京大学の発足当初からの最重要の課題だったのである。

やがて明らかにされるように、幕末からさまざまな形で欧米諸国に渡った海外留学生たちは、そうした邦人教授登用の最初のプールであった。石附実氏の綿密な調査によれば、⁽⁸⁾幕末一維新前の海

(5) ここで、アカデミック・マンとは高等教育機関において、教育研究に従事するすべてのものをさし、アカデミック・エリートとは、そのうち最高の威信をもった帝国大学の教授をさす。アカデミック・プロフェッションとは、本稿第三章でものべるように、これらアカデミック・マンがひとつの自律的な専門職業人＝プロフェッション集団として、組織されたものをさす用語として用いることとしたい。

(6) 『旧工部大学校史料』、昭和6年、pp.4～5。

(7) 拙稿「専門諸学校の発足」(『百年史-3・学校教育(1)』)、p.823。

(8) 石附実『近代日本の海外留学史』昭和47年、ミネルヴァ書房、巻末のリスト参考。

外留学生として氏名の明らかになっているものは148名、維新後明治7年までの留学生はさらにふえて546名に及んでいる。しかしこれらの海外留学生は、かれらの渡航前の近代学術についての素養、外国語の能力、それに留学の意図や目的などを考えあわせれば、大学教授のリクルート基盤としては、きわめて制約されたものだったといつてよい。外人教授に伍して、さらにはかれらに代って東京大学での教育を担当するにふさわしい学識を身につけた、欧米大学の正規の卒業者や学位取得者は、例外的に存在するにすぎなかったのである。

政府＝文部省は維新後間もない時期に、海外留学の制度化をはかり、一定の基準にもとずいて選抜された留学生を欧米諸国に送るようになる。しかしそれもまた、大学教授の安定的な給源とはなりがたかった。国内の教育体制が未整備のため、留学生の留学期間は長期化し、したがって多額のコストを要しただけではない。少人数の選抜かれた海外留学生はそれだけですでに、エリートとしての将来を約束されており、事実、帰国後かれらの前に開かれた多様なエリート・キャリアのうちで、大学教授へのそれは、けして魅力的な、また確立されたものではなかった。

こうして政府＝文部省は、明治10年前後から、一方では国内の教育体制を整備し、他方では大学教授の地位と威信を高く、また安定的なものにするための一連の政策的措置をとりはじめる。本稿で対象とする明治10年の東京大学の発足に始まり、明治26年の帝国大学における講座制の導入に至る時期は、まさにそうした政策的努力が始まり、ひとつの終極点に達した時期に他ならない。

東京開成学校・東京医学校時代に、外人教師に依存して開始された専門教育の成果として、東京大学が最初の卒業生3名を出したのは、明治10年のことである。以後11年に30名、12年に61名と、卒業生の数は着実にふえていった。また、のちに東京大学＝帝国大学に包摂される諸学校も、司法省法学校が9年に25名、工部大学校は12年23名、駒場農学校も13年に45名と次々に卒業生を送り出しはじめる。しかし、これらの卒業生はそのまま、母校である東京大学その他の高等教育機関に邦人教授として任用され、外人教師に代替していったのではない。政府はかれらの一部を再度選抜して欧米の大学に送り、最新の学術を吸収して帰国した後にはじめて教授として登用する方針でのごんだのである。この時期の大学には、まだ「卒業後」(post-graduate)の課程としての「大学院」が十分整備されていなかったということもあるかも知れない。のちに大学院へと発展する「学士研究科」が東京大学におかれたのは、明治13年のことであるが、それはまだ大学教授の養成と有機的にリンクされず、在学者数もわずかに数名にすぎなかった。大学院と関係の深い学位制度を定めた『学位令』が公布されたのも、明治20年になってからであることも思い起こす必要があるだろう。しかし、それ以上に、海外留学は西欧の学術の輸入・移植によって近代化をスタートせざるをえなかった「後進国」日本にとって、ひとつの宿命でもあった。国内で、高等教育のシステムが整備され、大学院－助手－講師－助教授という、大学教授のポストに至るアカデミック・キャリアがほぼ確立されてもなお、海外留学は正教授の座に至る道のりのどこかで、アカデミック・マンが必ずふまねばならないステップのひとつであったのである。

こうして、われわれの分析もまた、海外留学制度の検討から始められねばならない。

第一章 海外留学の制度化

1. 制度の模索期

明治10年、東京大学が発足してから明治26年の講座制の導入時まで、帝国大学とその前身校で教授ポストについた「邦人教授」は130名を数える。このうち教授就任前のキャリアのなかで、海外留学を経験したことが明らかになっているものの数は100名、全体の77%にあたる。学問の性格上、西欧の学術の教育研究と直接かかわらない領域をふくむ文学部＝文科大学を別とすれば、どの分野でも、邦人教授として任用され、また教育研究の中心となったのは、これら海外留学からの帰国者であった。

表1 大学教授（明治10～26年）の留学状況

	就任年度	留 学						非留学	合 計
		英	米	独	仏	その他	小 計		
法 科	明治10～18年	1			2		3	2	5
	19～26	2	1	5	2		10	1	11
	計	3	1	5	4		13	3	16
医 科	10～18			7	1	1	9	3	12
	19～26			16			16	—	16
	計			23	1	1	25	3	28
工 科	19～26	11	5	3	2		21	6	27
文 科	10～18		1				1	7	8
	19～26	1	3	3			7	8	15
	計	1	4	3			8	15	23
理 科	10～18	4	6	4	2		16	1	17
	19～26	4		5			9	—	9
	計	8	6	9	2		25	1	26
農 科	23～26		2	5		1	8	2	10
全 体	10～18	5	7	11	5	1	29	13	42
	19～26	17	11	37	4	1	71	17	88
	計	22	18	48	9	2	100	30	130

海外留学を大学教授の養成ルートに組み込もうという構想が、政府＝文部省の関係者の間にはっきりした形をとりはじめるのは、ほぼ明治12年前後とみることができる。海外留学生の派遣はそれ以前から始まっているが、そこでは海外留学は、大学教授のポストに至るキャリアの有機的な一部として、必ずしも意識され、計画されてはいなかったからである。

明治3年12月、政府は太政官布告として、海外留学に関する最初の法規『海外留学規制』を公布した⁽¹⁾。しかし海外に留学生を送るのは、各国の「国体政治風俗人情ニ通達セシメ制度文物学術技芸其他百科ヲ研究セシメ」るためである⁽²⁾という、その趣意にもみられるように、この布告は留学の目的やそれが期待された機能について必ずしも明確ではなかった。留学生は「官選」と「私願」に分かれ、官選留学生は華族、それに石高に応じて各藩から選出されるものの他、「大学生徒ハ大学

(1) 『明治以降教育制度発達史』第一巻、昭和13年、p.816。

(2) 「遣欧学徒ヲ選挙スルノ議」（『大隈文書』A 4251。尾形裕康『西洋教育移入の方途』、講談社、昭和36年、p.32 による）。

ニテ選挙」されることになっていたが、選出方法等について明確な規定はなく、またどのような「学科」を学ぶかは「通常当人ノ望ミニ任」され、帰国後の奉職義務も課されてはいなかった。

こうした太政官布告と関係なく、やがて開成学校をへて東京大学へと発展する「大学南校」は同年8月、目賀田種太郎、松本莊一郎ら4名の生徒を選んでアメリカに、同じく10月には教員中菊池大麓をイギリスに、矢田部良吉をアメリカに送り、また東京大学医学部の前身、「大学東校」も同年10月、池田謙斎、大沢謙二、長井長義ら10名、それにすでに私費留学中の3名を加えた13名に、ドイツ留学を命じた。⁽³⁾しかしこれら「大学」派遣の留学生についても、その目的はけっして明確ではなかった。現職の教員として派遣された菊池と矢田部は別として、大学南校の4名の留学生はいずれも、帰国後大学の教授陣に加わっておらず、大学東校の13名についても、のちに東京大学医学部の正規のスタッフとなったのは池田、大沢、長井の3名だけであった。

この大学東校からの留学生のたどったキャリアは、この時期の海外留学制度のあいまいで混乱した性格を、象徴的に示している。留学生の数そのものが、必ずしも明確でないのだが、⁽⁴⁾ほぼ確実とみられる13名についてみれば、キャリアの明らかになっている12名の中、ドイツ留学中医学を学んだものは、前記3名をふくめて6名にすぎず、残る6名は、法学、政治学、物理学、冶金学、化学と他の学問領域に転じ、うち法学・政治学を選んだ青木周蔵、荒川邦蔵、山脇玄の3名は帰国後エリート官僚としての道を選んだ。また残る3名のうち、物理学専攻の北尾次郎は理科大学をへて農科大学教授となり、岩佐（今井）巖は、帰国後東京大学理学部最初の邦人教授として、帝国大学の発足時まで冶金学とドイツ語の教育を担当した。帰国後、東京大学医学部に籍をおいた3名についても、池田謙斎は、医学部総理、東京大学総理心得など、管理者としての道を歩き、薬学専攻の長井長義は明治17年までの長い留学から帰国して1年余り教授ポストについたのみで大学をはなれ、再び大学に戻ったのは明治26年になってからであった。また生理学専攻の大沢謙二も、明治10年いったん帰国し医学部教授となったあと翌年再びドイツに渡っており、本格的に医学部で教育にあたるようになったのは明治15年からである。

「大学」による海外留学生の派遣は、かれらの帰国後の教授就任を暗黙の前提としていたかも知れない。大学東校から送られた留学生はほとんどがすでに国内で医学を学び、一部は教育スタッフに加わっていた。にもかかわらず、これら「官選」の「官費」留学生が留学中なにを学び、帰国後どのようなキャリアにつくべきかについて、事実上なんの規制もなかった。留学制度と大学の教授養成との間に、直接的な結びつきはまだ存在しなかったのである。

2. 貸費留学生制度

明治5年7月、『学制』の一部として公布された新しい留学生関係の規定は、旧『海外留学規則』にくらべれば、はるかに整備されたものであった。⁽⁵⁾それによれば留学生はこれまでと同様「官選」と「私願」に分かれているが、「官選留学生」はさらに「初等留学生」と「上等留学生」に分けられた。そして「初等留学生ハ中学卒業ノ者」から、「上等留学生ハ大学ノ学科卒業ノ者ヨリ選」ばれるものとされた。このように、留学生の基礎資格として国内の教育機関の修了資格が要求され、留学制度と学校教育制度が有機的にリンクされるようになったことは、重要な進歩といってよい。とくに上等留学生については「大学校ニ於テ専門ノ学科ヲ卒業セシモノ」の中から「官選ヲ以テ順次海外ニ派出シ其業ヲシテ一層精密鍊熟セシ」めることとなり、またかれらは「帰朝ノ上ハ官ニ奉

(3) 『東京帝国大学五十年史』上冊、昭和7年、pp.165 - 166, pp.382 - 383。

(4) 同上、pp.382 - 383 参照。

(5) 『発達史』第一巻、pp.291 ~ 2。

職スルカ又ハ官費ヲ償還スルカ共ニ命ニ随フヘキノ證書ヲ出」すものとされ、「奉職」の年限は11年以内、「償還」は15年以内と定められた。

この新しい留学生規則は、しかし『学制』の他の諸規定と同様に、そのまま実施に移されたわけではない。従来の無方針の派遣によって300名余にふくれあがった官費留学生の処分問題が残されており、また「大学ノ学科卒業ノ者」もまだ実際には存在しなかったからである。文部省が再び官費留学生を出すのは明治8年8月になってからであり、しかもそれは『学制』の規定ではなく、同年5月新たに定められた『文部省貸費留学生規則』によってであった。⁽⁶⁾

派遣の実態にふれる前にこの「規則」の内容をみておこう。それによれば「貸費留学生ハ学力優等品行正シク身体健ニシテ海外ニ留学センコトヲ望ムト雖モ学資等自弁スルコト能ハサル輩其請求ニ因リ試験ノ上式ニ中ル者ヲ挙ケ学資等ヲ給貸スルヲ法トス」るものとされ、満5年と定められた留学をおえて帰国したものは「二十ヶ年賦」でその費用を償還することとなった。つまり「学制」に定められた官費留学生制度は事実上廃止され、留学生の派遣は希望者をつのり、試験で選抜して学費を貸与するという方式をとることになったのである。貸費であるから帰国後の奉職義務はないが、しかし留学中に学ぶべき専門学については、「予メ何学修業云々ノ辞令ヲ付与」し、留学中に「他ノ学科ヲ研業スルコトヲ許サ」ず、また「謾ニ所在ノ学校ヲ転校スルコトヲ許サ」ないという、これまでにくらべて格段にきびしい条件がつけられた。

この『規則』の制定前から、ようやく高等教育機関としての体裁をととのえはじめた東京開成学校の内部には、留学生の派遣を希望する声が高まりつゝあったようである。明治7年の同校年報中の「将来學術進歩ニ付須要ノ件」の項には「生徒中後來學業大ニ成達シ且氣宇俊秀才能卓絶ナルモノハ臨機之ヲ海外ニ留学セシ」めるべきであるとあり、また同校の上級生徒の内にも「海外の留学に熱中して、盛んに運動をやり始め」るものがあつたとされている。⁽⁸⁾こうした背景のもとに定められた『規則』にもとづいて、文部省は当初全国的に留学生を募集し、東京開成学校で選抜試験を行なうこととした。しかし「全国中実ニ一人ノ能ク本校〔開成学校〕ニ入り此試験ヲ受クル者ナ」く、開成学校の「生徒独り此選ニ当ルヲ得」ることとなった。⁽⁹⁾

この事実上第一回の「大学」派遣留学生として選ばれたのは、鳩山和夫、小村寿太郎、斎藤修一郎、菊池武夫（以上法学，米），松井直吉，長谷川芳之助，南部球吾，平井晴次郎，原口要（以上工学，米），古市公威（工学，仏），安東清人（工学，独）の11名である。かれらはいずれも専攻領域だけでなく、学ぶべき学校についても指定をうけ、5年の期限をもって欧米諸国に派遣された。翌9年にも同じ手続きをもって留学生の募集・選抜が行われたが同様の結果となり、再び東京開成学校の生徒の中から、穂積陳重，向坂兌，岡村輝彦（以上法学，英），桜井銳二，関谷清景，杉浦重剛，増田礼作，谷口直貞（以上工学・理学，英），沖野忠雄，山口半六（以上理学・工学，仏）の10名が留学生の選に入った。⁽¹¹⁾

この明治8，9年の21名の海外留学生は、そのほとんどが帰国後、エリートとしての安定したキャリアをたどっている。キャリアの明らかな20名についてみれば、そのなかから博士号を授与されたもの16名，爵位を授けられたもの1名，勅選議員4名，衆議院議員2名を出している。しかし，

(6) 『発達史』第一巻，pp. 832～835．

(7) 『文部省第二年報』p. 407．

(8) 『杉浦重剛先生』，大正13年，p. 114．

(9) 『文部省第三年報』p. 531．

(10) 『五十年史』p. 323～324．

(11) 同上，p. 324．

かれらもまた、大学教授としてのキャリアを選ぼうとはしなかった。東京大学での教授ポストについたものはわずかに7名、しかも講座制導入時に在職したものは4名にすぎない。「貸費」という制度の性格もあるだろうが、かれらの帰国後のキャリア選択は依然として「開かれた」ものであったのであり、大学教授への道はこのエリート候補者たちの前に開かれたさまざまなキャリアの中のひとつ、しかも必ずしも魅力的とはいえないひとつにすぎなかった。

なお同じ明治8年と9年にかけて、のちに東京大学法学部に統合される司法省法学校からも、その第一期卒業生の中から選ばれた10名がフランスに送られている。⁽¹²⁾その派遣の主たる目的が司法官の養成にあったこともあるが、この場合にも留学中死亡した2名をのぞく8名のうち、帰国後東京大学で教授ポストについたのは、木下広次だけであった。

3. 派遣方針の転換

こうして明治8年に始まった海外留学生の派遣も、依然として制度的に確立されたものではなかった。西南戦役の影響で、明治10年、11年と派遣が中止されたあと、明治12年には、留学制度そのものの廃止が論議されているからである。⁽¹³⁾「各省ニ於テモ格別節儉之方法相立候様……留学生ノ如キモ御差止メ相成方可然」⁽¹⁴⁾という、財政的疲弊が最大の理由であり、また明治10年東京開成学校が東京大学となり、ようやく継続的に卒業生を出しはじめたことも「文部省直轄大学ノ学科ヲ一層高上完全ニシ外国留学生ノ人員ト年限ヲ減縮スヘシ」という議論をうんだ。⁽¹⁵⁾たしかに、近代化の戦略的セクターで必要とされるエリート養成という点からすれば、それを海外留学に依存する必然性は急速に消滅しはじめていた。行政・司法・医療・工業のどの部門についても、外国人教師を招聘して始められた専門教育の成果が、ようやく卒業生の安定的な供給という形であられつつあったからである。留学生の派遣は、こうしてその目的を限定し、近代化エリート全体の養成ルートとするよりは、外国人教師にかわって国内でエリート養成にあたる大学教授——アカデミック・エリートの形成に焦点をしばることを、求められはじめていた。

根強い廃止論に反駁して、文部省が正院にあてて提出した「留学生ヲ海外ニ派遣スルノ理由」書は、そうした現実を背景とした方針の転換、明確化を端的に示している。⁽¹⁶⁾それによれば「留学生派遣ノ挙ハ遽ニ廃棄ニ付セス若干ノ人員ヲ限リテ暫ク此一路ヲ存シ」、東京大学の「卒業ニ属セル倭輩中最俊秀ナル者ヲ遴選シテ海外ニ派遣シ各其専門ニ従事セシメ熟達ノ時来其所蘊ヲ齎ラシテ帰朝スルニ及テハ従前外国人ノ一夥ニ抛有セシ教学ノ地位ヲシテ逐次邦人ノ占断スル所」とするならば、「我大学独立ノ精神ヲ振作シ更ニ昭代ノ文運ヲ賛助スルノ効蹟ヲ見ルニ至」るのみならず、「大学教員ノ地位」を「専ラ外国人ニ倚頼」することによる多額の財政負担の軽減もまた可能となる。いいかえれば、海外留学制度は、大学教授の養成という一点に的をしばることによって、その存続の正当性が立証されることになったのである。こうして明治12年、海外留学生の派遣は再開のはこびとなり、5月には清水郁太郎、梅錦之丞、新藤二郎（以上医学、独）、河上謹一（法学、英）、高松豊吉（化学、英）、石黒五十二（土木工学、英）、寺尾寿（物理学、仏）の7名が送られた。⁽¹⁷⁾かれらはいずれも東京大学の卒業生であり、医学専攻の3名は明治12年、他の4名は明治11年に大学

(12) 手塚豊「司法省法学校小史(2)」(『法学研究』昭和42年7月号、pp.62-63)

(13) 石附実『近代日本の海外留学史』、ミネルヴァ書房、昭和47年、p.194-195。

(14) 「海外留学生派遣之儀ニ付上申」(『大隈文書』A.4217。尾形『西洋教育移入の方途』p.63による)。

(15) 「新教育ヲ更ニ改正スヘキ以前ニ於テ現在施行スヘキ件」。同上。

(16) 「留学生ヲ海外ニ派遣スルノ理由」(『大隈文書』第5巻、)p.227。

(17) 以下、文部省派遣留学生の氏名は、文部省年報の記載による。

を卒業している。

今回が事実上最初となった医学部の留学生の派遣については、正規の第一期生の卒業を翌年にひかえた明治10年頃からその必要性を説く声が出ていた。同年の『東京大学医学部年報』によると「将来須要ノ件」として、「本部ノ生徒逐年増加シ其学業モ亦随テ進歩シ嶄然頭角ヲ見ハスモノ 勘カラス之ヲシテ益高尚ノ学科ニ従事セシメント欲スルニハ海外留学生ノ設ナカルヘカラス因テ年々俊秀特抜ノ生徒三名ヲ独逸国ニ遣シ留学凡ソ五六年間ヲ期シ各自専門ノ学ニ就キ其蘊奥ヲ窮メンコトヲ企望ス」⁽¹⁸⁾とあり、また翌11年の『年報』は、「毎年医学本科卒業生徒中優秀拔群ノモノ三人ヲ選舉シ独逸国ヘ留学セシメンコトヲ請ヒ十二年ニ於テ其派遣ノ允許ヲ得タ」ことを伝えている。この留学生派遣が、同学部における医育の充実をはかるのに必要なスタッフの養成ヲ目的とするものであったことは疑いない。3人の留学生は同年の30人の卒業生中の席次によると、清水が首席、新藤が3番、梅は8番をしめ、それぞれ、産婦人科学、病理学、眼科学の専攻を命じられた。それは将来の教育研究体制の拡充をめざした、きわめて計画的な留学生派遣であった。

4. 『官費海外留学生規則』

東京大学卒業生中から厳選された海外留学生の派遣は、その後明治13年に小藤文次郎（地質学，明治12年卒，独），難波正（物理学，12年卒，仏），和田垣謙三（理財学，13年卒，英），緒方正規（生理学，13年卒，独），小金井良精（解剖学，13年卒，独）の5名が送られたが，明治14年には留学生の派遣はなく，明治15年2月に至って従来の『貸費留学生規則』が改められ『官費海外留学生規則』となり⁽²⁰⁾，この新しい『規則』によって，同年7名の留学生が選ばれた。この『規則』改正の理由については明らかではないが，5年の留学を終えて明治13年から14年に相次いで帰国した第1回，第2回の留学生のなかから，長谷川，南部，山口のように官途につかず，直ちに民間企業（三菱会社）に就職するものが出たことが，ひとつの契機となったことが推察される。いずれにせよ，この改定によって留学は再び官費となり，選抜の対象も「東京大学卒業生中将来大成の望あるものの中から文部卿之を選命」するものとされ，また「帰朝の上は留学年数の倍数に当る年間は文部卿の指命する職務を辞すべからず又随意就職するを得ざること」となった，それは海外留学制度が完全に大学教授の養成システムとリンクされ，留学がアカデミック・キャリアの欠くことのできない一部に組み込まれたことを意味するものであったとみてよい。

この『官費留学生規則』は，明治18年には，東京大学以外の文部省「所轄学校ノ専門科若クハ師範学校卒業生」にも対象を拡大し⁽²¹⁾，さらに明治25年には勅令第102号『文部省外国留学生規程』として確定される⁽²²⁾。それによれば「文部省外国留学生ハ文部大臣ニ於テ特に須要ノ學術技芸ヲ研究セシメンカ為ニ文部省直轄学校卒業ノ者又ハ文部省直轄学校教官ノ中ヨリ選抜差遣スルモノ」であり，その人数は「同時ニ二十二人ヲ超エ」ず，「専修スヘキ学科留学スヘキ邦国及留学年限等」は文部大臣の指定とされ，また帰国後は「留学年数ノ二倍ニ当ル期限間ハ文部大臣ノ指定スル職務ヲ辞」することができないとされた。この『規程』は，人数等について若干の改正はあったが明治34年まで続き，同年新しい規程にひきつがれた。

この『官費留学生規則』による東京大学関係の官費留学生の氏名は，明治23年度までの分が明ら

(18) 『文部省第五年報』 p. 428.

(19) 『文部省第六年報』 p. 350.

(20) 原文は未見。『発達史』第二巻，p. 463.

(21) 『文部省第十三年報』 p. 48.

(22) 『発達史』第三巻，pp. 666 - 667.

かになっている。以下にそれをあげておこう。なおカッコ内は、専攻領域、卒業年、留学国。氏名肩の*印は東京大学への包摂校の卒業を示す。

明治15年（7名）

飯島魁（動物学，14年，独），九里竜作（機械工学，14年，英），榊俣（精神病学，13年，独），三浦守治（病理学，14年，独），高橋順太郎（薬物学，14年，独），都筑馨六（政治学，14年，独），渡辺渡（採鉱学，12年，独）。

明治16年（6名）

藤沢利喜太郎（数学，15年，英独），白石直治（土木工学，14年，米），佐藤三吉（外科，15年，独），青山胤通（内科，15年，独），中沢岩太（製造化学，12年，独），下山順一郎（製薬学，11年，独）。

明治17年（6名）

井上哲次郎（哲学，13年，独），斯波惇六郎（公法，16年，独），宮崎道三郎（法学，13年，独），田中正平（物理学，15年，独），片山国嘉（裁判医学，12年，独），穂積八束（政治学，16年，独）。

明治18年（3名）

浜田玄達（産婦人科，13年，独），梅謙次郎*（法学，17年，仏），河本重次郎（眼科，16年，独）。

明治19年（3名）

真野文二*（機械工学，14年，英），金井延（理財学，18年，独英），横山又次郎（地質学・古生物学，15年，独）。

明治20年（3名）

中島鋭治（衛生工学，16年，米英），土方寧（英法，15年，英），坪井九馬三（史学，14年，独）。

明治21年（4名）

田中館愛橘（電磁気学，15年，英），村田謙太郎（皮膚病学，17年，独），中野初子*（電気工学，14年，米英），日高真実（教育学，19年，独），田中稻城（図書館学，14年，米英）。

明治22年（3名）

坪井正五郎（人類学，19年，英），的場中*（採鉱学，15年，独），戸水寛人（法学，19年，英）。

明治23年（3名）

坪井次郎（衛生学，18年，独），上田万年（博言学，21年，独），平山信（星学，21年，独）。

これら留学生の時期別，専攻別の内訳は表2にみる通りである。⁽²³⁾明治8・9年の留学生は，法学と工学の2領域に集中しているが，そこからはわずかに7名の大学教授を出したにすぎない。明治12年以降の時期については留学生が集中的に

表2 文部省海外留学生の専攻分野別

	法	医	工	文	理	合 計
明治8年	4(1)*		7(2)			11(3)
9	3(1)		4(1)		3(2)	10(4)
小 計	7(2)		11(3)		3(2)	21(7)
12	1	3	2(1)		1(1)	7(2)
13	1(1)	2(2)			2(2)	5(5)
15	1	3(3)	2(2)		1(1)	7(6)
16		3(3)	2(2)		1(1)	6(6)
17	3(3)	1(1)		1(1)	1	6(5)
18	1(1)	2(2)				3(3)
小 計	7(5)	14(11)	6(5)	1(1)	6(5)	34(27)
19	1(1)		1(1)		1(1)	3(3)
20	1(1)		1(1)	1(1)		3(3)
21		1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	5(5)
22	1(1)		1(1)		1(1)	3(3)
23		1(1)		1(1)	1(1)	3(3)
小 計	3(3)	2(2)	4(4)	4(4)	4(4)	17(17)
合 計	17(10)	16(13)	21(12)	5(5)	13(11)	72(51)

* () 内の数字は教授就任者をあらわす。

(23) 資料は『文部省年報』各年度および『帝国大学五十年史』その他による。

送られたのは、12年から18年までの帝国大学成立前の時期、とりわけ12、13、15、16、17の5年間である。この時期には毎年6名前後、総計34名が送られ、そのなかから27名の大学教授を出した。領域別では医学が14名と4割強をしめ、法学(7)、工学、理学(各6)がこれに次いでいるが、文学ではわずか1名の留学者が送られたにすぎなかった。在学中に選ばれて派遣された明治8-9年の留学生と違って、明治12年以降の留学生は東京大学卒業者のなかから選ばれた成績優秀者である。帰国後「帝国大学」における教授集団の中核を形成したのは、この時期の留学生であった。

明治19年以降の時期には、留学生の派遣数は、年間3名前後に落ちる。卒業から留学までの期間をみても、それまでの留学生は、卒業後1-2年のうちに留学を命ぜられるのが普通だったが、この時期に入るとそれが次第に長期化していく。大学の教授市場には、早くも一種の飽和状態が生まれたのである。そして、これ以後の時期には大学卒業後、大学院に進み、さらには助手、助教授をへて、教授への昇任直前に3年前後の期間を海外留学にすごすというのがアカデミック・キャリアの基本的パターンとして、急速に定着することになる。

表3には、これら留学生の留学国別を示してあった。それによると、明治8-9年とそれ以後とで、留学国別に大きな変化が生じたことが知られる。明治8-9年の21名の留学生では17名が英米2国に留学したのに対して、明治12-18年の時期には34名中24名(71%)までがドイツ一国に集中しているからである。この時期には圧倒的にドイツ医学の影響下にあった医学部の留学生が多かったということもあるが、他の学問分野でもドイツに留学するものの数が急増している。帝国大学は、少なくとも留学生の学んだ学問の「国籍」に関する限り、急速にドイツ一国への傾斜を強めていったといえるだろう。

5. アカデミック・キャリアの制度化

総括しておこう。明治8年に本格的に開始された文部省による海外留学生の派遣は、明治23年までに総数72名を数えた。このうち、東京大学-帝国大学の教授ポストについたものの数は51名、71%にあたる。明治8-9年の留学生、それに再開後の明治12年の留学生をあわせた28名の中からは9名(32%)の大学教授を出したにすぎない。しかし明治13年以降になると、留学生は事実上全員が、短期間であれ、大学教授のポストについている。それは計画的な、そしてきわめて効率的な、大学教授の養成・供給ルートとして機能したといつてよい。

こうした大学卒業-海外留学-大学教授という、アカデミック・キャリアの確立と安定については、留学生の選抜方法や帰国後の「奉職」の義務づけ、貸費から官費への転換など、制度そのものの改革が重要な役割をはたしたことは疑いない。しかしそれと同時に、これら海外から帰国した「新知識」たちにとって、大学教授への道がエリート・キャリアのひとつとして、魅力的なものになりはじめていたことを見逃してはならない。

明治8・9年の留学生たちが、5年の留学を終えて帰国しはじめた明治14年には、それまで「雇又は囑託の如きものにして、国家の官吏にあらずりし」東京大学教授の身分がはじめて「国家の官

表3 文部省海外留学生の国別

	英	米	独	仏	計
明治8年		9	1	1	11
9	8			2	10
小計	8	9	1	3	21
12	3		3	1	7
13	1		3	1	5
15	1		6		7
16	1	1	4		6
17			6		6
18			2	1	3
小計	6	1	24	3	34
19	1		2		3
20	1	1	1		3
21	2	1	2		5
22	2		1		3
23			3		3
小計	6	2	9		17
合計	20	12	34	6	72

吏」⁽²⁴⁾として確定されることになった。帰国した明治8年度の留学生穂積陳重が、法学部教授に任命されると同時に、法学部長の兼任を命ぜられたのは明治15年のことである。最高学府である東京大学の教育面での主導権は、ようやく「邦人教授」の手に移り、国家の官僚機構の有機的な一部に組み込まれた大学教授のアカデミック・キャリアは、確立されたエリート・キャリアとして社会的に認知されはじめていたのである。

明治19年の「国家ノ須要ニ応」ずる、「国家の大学」としての「帝国大学」の発足は、このエリート・キャリアとしてのアカデミック・キャリアの制度化に決定的な役割をはたした。帝国大学教授は、局長・次官クラスの高級官僚とならぶ奏任官、さらには勅任官として、官僚制機構の一劃に位置づけられ、エリート官僚の育成者として、高い社会的威信を獲得した。明治12年以降、3年に変更された留学期間を終えて帰国した文部省留学生の前に待っていたのは、そうした制度化され、確立された、アカデミック・キャリアに他ならなかった。

明治26年までに大学教授のポストについた130人のうち、明治8年以降の文部省派遣留学生出身者51名は、全体の40%をしめるにすぎない。しかし、明治26年講座制発足時の講座担当教授68人についてみれば、その半数にあたる34人が、文部省留学生であった。帝国大学の教授集団の中核的な部分は、こうして、明治8年以降本格的な形で始まり、制度化されていった文部省の海外留学制度を通じて、きわめて効率的に形成されていったのである。

(24) 『五十年史』 pp.505 - 506.

第二章 教授集団の形成過程⁽¹⁾

東京大学の発足以来講座制導入時までの17年間に任命された延べ数で134名の大学教授を、帝国大学の発足年である明治19年を境に前・後期に分けてみると、前期43名、後期91名となる。年度別に教授の就任数と退任数をみた表4から知られるように、明治19年の帝国大学の成立は、教授集団の形成に画期的な意味をもつものであった。この年には一年度としてはもっとも多い30名の教授が

表4 東京大学—帝国大学教授の年度別就任・退任数

	法			医			工			文			理			農			計		
	就任	退任	26年	就任	退任	26年*	就任	退任	26年	就任	退任	26年	就任	退任	26年	就任	退任	26年	就任	退任	26年
10				4		1				1		1	3		1				8		3
11				4	2														4	2	
12										1			1		1				2		1
13	1		1							1			1						3	1	
14										2		1	2						4		1
15	2		1	2		1							3	1	2				7	1	4
16	1									1									2		
17				3		1				2			4		1				9		2
18	1		1		2						1		3						4	3	1
小計	5	1	2	13	4	3				8	1	2	17	1	5				43	7	12
19	4	2	2	5	5	5	13	2	5	4	5	1	4	9**	2				30	23***	15
20				5		5	4	3	1				1		1				10	3	7
21	2		1	2		2	2			3		1							9		4
22	1	1	1	2		2	3	1	2				1		1				7	2	6
23	2	1	2				3	3	1	3		2	1	1		5	1	3	14	6	9
24	2		2	2		1	2	2	1	2	3	1	1	3	1	4		3	13	8	9
25					1			1		3	1	2	1		1		1		4	4	3
26		1		1	1	1		5		2	4	2				1	1	1	4	12	4
小計	11	4	8	17	7	16	27	17	10	17	13	9	9	13	7	10	3	7	91	58	57
合計	16	6	10	30	11	19	27	17	10	25	14	11	26	14	12	10	3	7	134	65	69

* 明治26年の講座制導入時の教授。

** 工科大学への転任者4名をふくむ。

*** 期間中の退任—再任者4名をふくむ。

就任し、同時にこれも最多数の19名が大学を去っていった。明治26年の講座担当教授の輩出数を見ても、明治18年以前の43名中からは12名を出したにすぎないが、明治19年の30名からは、その半数にあたる15名の講座担当教授を出している。帝国大学の発足は、たんなる制度や組織上の改革ではなく、教育研究体制の質的な転換、教授集団内部での新旧交代とその質的な変革を意味するものであった。

この実人員130名の教授集団の出身校別は、表5にみる通りである。旧幕時代の最高学府であった昌平校出身者が4名、東京大学の前身校である大学南校・東校から9名、東京開成学校からも14名の教授を出しているが、かれらはいずれも中途退学者であり、そのほとんどが海外諸大学に留学し学位を取得している。この他に28名の「その他」に分類された教授がいる。かれらは数名のキャリア不明者をのぞいて、大部分が幕末維新期に、藩校、私塾、海外派遣など、多様な形態の教育機

- (1) 以下で使用するデータの出所について注記しておきたい。①教授集団の範囲については、「明治資料・頭要職務補任録」下巻、明治37年によった。『東京帝国大学五十年史』にも、教授の任免についての記載があるが、とくに東京大学期については誤りが多い。②教授の属性やキャリアについては、井関九郎編『大日本博士録』全5巻、および平凡社版『大人名事典』に主としてより、これを大植四郎編『明治過去帳』その他の個別資料で補った。③外人教師については、尾形裕康『西洋教育移入の方途』中の「御雇教師」の一覧表の他、鹿島出版会刊の『お雇い外国人』シリーズ全17巻を中心とし、個別資料で補った。

表 5 大学教授の出身校（明治10～26年）

	法 科	医 科	工 科	文 科	理 科	農 科	全 体		
							計	明10～18	19～26
昌 平 校				4			4	3	1
大 学 南 校			1		2		3	2	1
東 校		3			2	1	6	5	1
開 成 学 校	2	1	4		6	1	14	6	8
東京大学法	4						4		4
医		18					18	2	16
文	3			4			7		7
理			9		9	2	20	3	17
小 計	7	18	9	4	9	2	49	5	44
工部大学校			7				7		7
司法省法学校	4						4	1	3
駒場農学校						4	4		4
同志社				2			2		2
外国大学	1		2	2	3	1	9	5	4
そ の 他	2	6	4	11	4	1	28	15	13
合 計	16	28	27	23	26	10	130	42	88

会をへて形成された教授たちであり、明治19年の帝国大学発足前後にその多くが、大学を去っていった。教授集団の中核となったのは、東京大学の4学部を卒業した49名、それに同校に統合される工部大学校・司法省法学校、駒場農学校の3官立専門学校の卒業者15名をあわせた64名の「自国」の大学出身者である。外国大学のみの卒業者は、わずかに9名にすぎなかった。

130名の教授集団のうち、教授ポストにつく以前に海外留学を経験したものの数は100名、77%にあたる。このことは明治8年以降の文部省派遣留学生出身者51名の他にさらに50名近い、それ以外のルートでの留学者があったことを意味している。かれらは幕末維新期に幕府や諸藩、さらには維新政府によって送られたもの、文部省以外の官省派遣の留学生、それに私費留学者とさまざまであり、その多くは、明治18年までの「前期」に教授として任用された。明治19年以降に任用された「後期」の、「帝国大学」教授集団のなかで、かれらは「傍系」的な地位におかれ、とりわけ東京大学の卒業学歴をもたないものは、急速に淘汰されていった。

文部省派遣留学生をふくめて、これら海外留学出身の教授については、外国大学を正規に卒業し、学位を取得したものの総数が39名と、留学者全体の40%にすぎなかったことを指摘しておく必要があるだろう。最低でも5年の留学期間を与えられた東京開成学校の中途退学留学者は、ほとんどが外国大学を卒業し、あるいは学位を取得して帰国しているが、東京大学およびその包摂校を卒業した留学者からは17名の外国学位取得者を出しただけである。その理由を、3年が標準とされるようになった留学期間の短かさを求めることもできる。しかし、同時に自国の大学における教育体制の整備・充実、その欧米論国への全面的依存からの「一応の」独立が進行しつつあったことを見逃してはならない。とりわけ、帝国大学が発足し、海外留学が、大学卒業直後でなく教授就任の直前の期間に集中するようになってからは、外国大学での勉学の結果学位を取得して帰国するものは、官費留学生についてみる限り、ほとんどみられなくなった。大学教授のリクルート基盤の「自国化」は、この面でも着実に進行しつつあったのである。

その「自国化」、邦人教授集団の形成が具体的にどのように進化したのか、以下では各学部一分

科大学毎に、その過程をあとづけてみよう。

1. 法 学

『顕要職務補任録』から作成した教授リストによれば、法学部の初代邦人教授となったのは、木村正辞である。就任年は13年1月であった。その木村は、教授就任時すでに50歳をこえた国学出身の老学者であり、担当も「古代日本法制」であって、教育の中心である近代法についての学識はなく、また在任期間も一年にみたない。法学教育に実質的に寄与するところはきわめて少なかったとみていいだろう。これより先、明治9年には、幕末に福岡藩留学生として渡米し、ハーバード大学の法学校を卒業して帰国した井上良一が、東京開成学校5等教授に任命されている。しかし、この英米法を学んだ最初の邦人教授の在任期間も、わずか一年足らずにすぎなかった。

明治15年2月、開成学校派遣の官費留学生穂積陳重が教授に就任するまで、法学教育を担当したのは、W・E・グリスビー（英、明治7～11年）、H・T・テリー（米、明9～17年）、C・ターリング（英、明治11～13年）の3名の外人教師であった。その国籍からもうかがわれるように、かれらが教授したのは、もっぱら英米法である。事実上の初代邦人教授となった穂積が学んだのもまた、英米法であった。初期の法学部の学生たちは、英語を教授用語に英米法主体の専門教育を受けたのである。

しかし、よく知られているように、草創期のわが国の法体系のモデルは英米法にあったのではない。⁽²⁾それはフランス法にあり、司法省はフランス人学者を招いて、法律の制定にあたる一方、法学校を開設して生徒を募り、東京大学法学部の発足以前の明治5年からすでに、フランス法主体の専門教育を開始していた。この司法省学校でも教育を担当したのはG・E・ボアソナード（明治6～18年）G・アッペール（明治12～22年）ら、フランス人教師であった。

穂積が帰国した明治14年頃には、憲法制定とからんで、ドイツ法のモデルとしての重要性が認識されはじめていた。穂積自身、イギリス留学中に、そこでの法学教育が「独乙国諸大学ニ比スレバ数等ヲ降ル」ことを知り、ドイツへの転学を願い出て、2年をドイツ大学ですごして帰国している。こうして、明治15年にはK・ラートゲン（～23年）、17年にはO・ルドルフ（～20年）の2人のドイツ人教師が雇用された。東京大学法学部では英米法や、明治13年の刑法、犯罪法以降、次第に形をととのえていく自国の近代法体系とならんで、ドイツ法、フランス法があわせて教授されるようになったのである。

こうした近代法制の創設期の渾沌状態のなかにあって、法科大学発足前年の明治18年までに任命された教授の総数は、在任1年にみたなかった木村をふくめてわずかに5名にすぎない。木村をのぞく4名についても、小中村清矩は、就任当時すでに60歳をこえる国学出身の老学者で担当も「古代日本法律」であった。またリヨン大学に私費留学し学位をえて帰国したフランス法専攻の富井政章が教授に就任したのは、明治18年8月になってからである。法学部の専任スタッフは、実質的には穂積と、明治9年司法省よりフランスに派遣された、法学校卒業生木下広次（明治16.5～26.6）の2人、それにテリー、ラートゲン、ルドルフの3人の外人教師だけだったといっていよい。

実際の授業には、この他に鳩山和夫、菊池武夫、岡村輝彦ら、開成学校出身の留学帰国者、それに司法省法学校卒のフランス留学生岸本辰雄らが、講師として加わっているが、帝国大学発足前の法学教育は、全体としてみればきわめて貧弱であったと結論せざるをえないだろう。

帝国大学が発足し、司法省法学校を統合した法学部が法科大学となった明治19年には、小中村が

(2) 外国法の受容と法学教育の関係については拙稿「近代日本における外国法の受容と法学教育」（『名古屋大学教育学部紀要』第18巻、昭和46年）参照。

文科大学に転任し、穂積・木下・富井の他に井上操（司法省法学校・明治9年卒），鳩山和夫，和田垣謙三（東大文・13年卒），末岡精一（東大法・14年卒）が加わり，以後明治26年までに斯波惇六郎（東大法・16年卒），宮崎道三郎（東大法・13年卒），穂積八束（東大文・16年卒），梅謙次郎（法学校・17年卒），金井延（東大文・18年卒），土方寧（東大法・15年卒），寺尾享（法学校・17年卒）の7名が教授に任命された。このうち和田垣と金井は経済学・財政学の担当である。

この法科大学時代に入ってから11名の教授のうち，井上・斯波・鳩山は短期間で司法・行政官僚に転任しているが，残る8名は，全員が明治26年8月，初代の講座担当教授となった。11名は井上をのぞいて全員が文部省派遣の官費留学生であり，しかも開成学校から送られた鳩山をのぞく9名は，明治13年以降18年に至る期間に，東京大学ないしは司法省法学校の卒業生の中から選抜され留学を命じられた俊秀であり，卒業席次は首席が6名，8名までが3番以内の卒業生であった。

こうして選り抜かれた新進のアカデミック・エリートを加えた法科大学の教授陣は，法学部時代にくらべて格段の充実振りをみせた。明治19年の法科大学発足時には，まだラートゲン（国法学・統計学・行政学），アッペール（フランス法），C・ストールス（イギリス法），H・ワイペルト（ドイツ法）の4名の外人教師がいたが，教育の主体はほぼ7名の邦人教授の手に移っていたとみてよい。明治26年の講座制導入時にも，外人教師をもってあてたのは，英法第一，仏法，独法，経済学財政学第三の4講座だけであり，その後もこの4講座については，外人教師をあてるという慣行が長く続いた。残る18の講座は，すべて邦人教授によって担当された。

表6 歩学部－法科大学の教授集団

	族 籍	在 職 期 間	出 身 校	卒業年	席 次	留学年	留学国	専 攻	備 考
木 村 正 辞	平	13. 1～13. 11	開成学校					古代法制	国学者出身。太政官書記官に転任
穂 積 陳 重	士	15. 2～				9	英 独	法 学	
小中村 清 矩	士	15. 2～19. 3						古代法制	
木 下 広 次	士	16. 5～26. 6	法 学 校	9	5	9	仏	民 法	第一高等学校長に転任
富 井 政 章	士	18. 8～				10	仏	民 法	東京外国語学校出身，私費留学
井 上 操	平	19. 2～19. 4	法 学 校	9	12			法 学	判事に転任
鳩 山 和 夫	士	19. 4～23. 1	開成学校			8	米	法 学	外務省局長からの兼任
和田垣 謙 三	士	19. 10～	東・文	13	1	14	英 独	経 済 学	のちに農科大学教授
末 岡 精 一	平	19. 12～	東・法	14	1	15	独	憲 法	大学准講師より留学
斯 波 惇六郎	士	21. 6～22. 7	東・法	16	1	17	独	行 政 法	法制局参事官に転任
宮 崎 道三郎	士	21. 10～	東・法	13	1	17	独	法 制 史	大学助教授より留学
穂 積 八 束	士	22. 3～	東・文	16	3	17	独	憲 法	
梅 謙次郎	士	23. 8～	法 学 校	17	1	17	仏	民 法	
金 井 延	平	23. 11～	東・文	18	2	19	独 英	経 済 学	大学研究生より留学
土 方 寧	士	24. 5～	東・法	15	1	20	英	民 法	大学助教授より留学
寺 尾 享	士	24. 9～	法 学 校	17	13	25	仏	国 際 法	大学教授より留学・ 25. 6～28. 10 留学のため非職

ただ，ここで次の点を指摘しておくべきだろう。すなわち邦人教授の担当とされた18講座に対して，明治26年現在の教授実数は，海外留学中の寺尾をふくめても，わずか10名にすぎなかったのである。このため講座の担当状況をみれば，教授担当講座9，教授兼担講座2の他に，非専任の講師の担当講座2，講師の分担講座3となり，担当者未定の講座も2つ残されていた。こうして開設講座にくらべれば，総数10名という専任教授集団（助教授はゼロ）は著しく過少であり，講座と専任教授の対応関係は，完全な形で成立してはいなかった。この講座制と教授集団との対応関係についての詳細な検討は別の機会にゆずる。⁽³⁾ここではそれが教授集団の形成の立ちおくれという理由だけ

(3) この点については拙稿「日本のアカデミック・プロフェッション（そのⅠ）」（『大学史研究通信』第10号，昭和51年）で若干ふれている。（P. 24 参照）。

では説明し切れないことを指摘するにとどめたい。明治33年にも講座数26に対して法科大学教授の数は13、助教授1、明治43年になっても37講座に対して教授25、助教授3にすぎなかった。

いずれにせよ、最高のエリート養成機関とされた帝国大学の教育は、かれら自身選りすぐりのアカデミック・エリートである10人足らずの教授によって担われた。講座担当の初代教授9名のなかからは、枢密顧問官2名、貴族院議員1名、帝国学士会員5名を出した。

2. 医 学

東京大学の4学部の中で、もっとも早く邦人教授集団が形成されたのは、医学部と理学部である。大学東校から東京医学校をへて、東京大学医学部へという発展の過程で、本格的な医学教育は、大学東校時代の明治4年末、ドイツ人教師L・ミュルレル（外科）、T.E. ホフマン（内科）の着任をまって開始された。しかし近代西洋医学の教育は、さかのばればそれより14年前の安政4年ポンペによる長崎医学伝習に、始点を求めることもできる。医学は西欧学術の本格的な学習がもっとも早く開始された領域だったのであり、邦人教授層の形成がこの領域でもっとも早く進化したのも、それと無関係ではない。明治8年当時の東京医学校には、すでに三等教授1、四等教授2、五等教授2の、5名の教授があったが、法理工の3科をもつ東京開成学校ではその数は四等教授1、五等教授3にすぎなかった。

こうした蓄積の上に東京大学医学部は、明治10年4月、三宅秀、樫村清徳、田口和美、大沢謙二の4名を教授に任命して発足し、翌11年には、橋本綱常、緒方惟準、足立寛、永松東海の4名がこれに加わった。しかし、この10年から11年にかけて任命された8名の教授については、かれらが、あくまでも外人教師の補助的な役割をはたしたにすぎないことを指摘しておかなければならない。この時期の医学部には、ドイツ語で教授する予科2年、本科5年の正規の課程の外に、明治8年の「通学生教場」に始まり13年「別課医学」と改称された年限3年の「邦語」による速成教育の課程があり、邦人教授はもっぱら、この日本語による簡易な医師養成コースの教育を担当したのである。医学部の最長老として、初代の医科大学長に就任した三宅秀が担当したのも、この「通学生」、「別課医学生」対象の病理学総論であり、生理学の大沢謙二が「医科の正課で医学を講じた最初の日本人となった」のは、明治15年のことであった。⁽⁴⁾

このことは、これら8名の教授たちがたどってきた、アカデミック・キャリアをみれば容易にうなずかれるところだろう。かれらのなかで、教授就任前に海外留学を経験したものは三宅、大沢、橋本、緒方の4名であるが、三宅（フランス）、緒方（オランダ）は幕末期の短期間の留学にすぎない。大学東校からドイツに送られ、10年帰国して教授に就任後再び11年渡独し、学位を取得して帰国、15年12月から教授に再任された大沢、それに長崎でボードウィンらに学び、明治5年から10年まで陸軍派遣の留学生としてベルリン大学等に学んだ外科学の橋本だけが、本格的な医学教育を受けた教授であった。その橋本ですら、本科の授業担当を認められなかったのである。正規の組織的な医学教育をまったくうけていない、他の4名の邦人教授は、ドイツ語で行われる本科の授業の担当能力を欠いていたとみていいだろう。⁽⁵⁾

その後、帝国大学医科大学の発足までに、村岡範為、宇野朗、原田豊、長井長義の4名が教授に任命されている。このうち村岡は開成学校出身で明治11年「師範学校学科取調ノタメ」、文部省からドイツに派遣され、学位を取得して帰国した物理学者である。⁽⁶⁾宇野（外科）、原田（内科）は

(4) 『東京大学医学部百年史』、昭和42年、p. 341, 349。

(5) なお、これら初期の医学部教授の多くは陸軍々医からの兼務者であり、専任の教授ではなかった点にも、留意すべきだろう。

(6) 榎倉聖宜他『長岡半太郎伝』、朝日新聞社、昭和48年、p. 73。

東京医学校の最初にして最後の卒業生（明治9年）であるが、留学経験はなく、もっぱら附属病院等で臨床面を担当した。残る長井は、明治3年の大学東校留学生の一人である。ベルリン大学で学位をとって帰国後、明治17年6月に製薬学担当の教授となったが1年余で退任、農商務省技師に転じており、講座制施行時の明治26年になって再度教授ポストについた。

このようにみてくれば、東京大学医学部の専門教育は、大沢の担当した明治15年以降の生理学を唯一の例外として、すべて、ドイツ人教師によって担当されていたことがわかる。そのドイツ人教師としては、明治10年以前の東京医学校時代に、外科学はミュルレル（明治4～7年）にかわってW・シュルツェ（明治7～14年）、内科学ではホフマン（明治4～7年）からA・ウェルニヒ（明治7～9年）をへてE・ベルツ（明治9～35年）が雇用され、さらに、製薬学でニーウェルト（明治5～8年）、A・ランガールト（明治8～14年）、解剖学のW・デーニッツ（明治6～9年）、H・ギールケ（明治10～13年）、生理学ではE・チーゲル（明治9～16年）が、それぞれ専門学の教師として任用された。明治10年の医学部発足時には、内科、外科、生理学、解剖学、製薬学をそれぞれ担当する5名のドイツ人教師がいたわけである。

その後医科大学発足までの時期に、生理学はチーゲルから大沢謙二にひきつがれて、実質的に初の邦人教授の誕生となったが、解剖学はギールケからJ・ジッセ（明治13～20年）に、外科学もシュルツェからJ・スクリバ（明治14～34年）に引継がれた。ただし製薬学には、14年以降、外人教師は雇用されなかった。医学部は本科を担当する3人のドイツ人教師と1人の邦人教授、それに「別課」を担当する7人の邦人教授をもって、医科大学への改組の時をむかえるのである。

明治19年の帝国大学の発足は、医科大学においてもっとも鮮明な形で、教授集団の新旧交代をもたらした。明治18年までに任命された教授の中、引きつづき医科大学教授になったのは三宅、田口、大沢、宇野の4名にすぎず、これに対して明治19年には5名、20年にも5名、その後26年までにさらに6名と、次々に新進の教授が任命され、教授集団の構成は一変したからである。この、明治26年に再任された長井長義を加えれば17名の教授は、全員が3年以上のドイツ留学経験者であり、また長井をのぞく16名が東京大学医学部卒業者でしめられていた。東京大学医学部はすでにみたように、医学部としての第一期生の卒業をひかえた明治10年頃から、留学生の派遣を検討し、「卒業生徒中優秀拔群ノモノ三人ヲ選挙シ独逸国へ留学セシ」めることを計画していたが、⁽⁷⁾それは明治12年になって実施に移され、その成果は明治15年以降、相次ぐ留学生の帰国となってあらわれつつあった。

『東京大学医学部百年史』によると、医学部の第一回留学生に選ばれた、明治12年卒の清水郁太郎、梅錦之丞、新藤二郎の3名のうち、清水と梅は帰国後、16年1月よりそれぞれ「従来外国人教師担任の婦人科学と眼科学を講」じている。⁽⁸⁾17年にはさらに明治13年留学の緒方正規（13年卒、衛生学）、それに私費留学した12年卒の佐々木政吉（内科学）、18年には官費留学生組の小金井良精（13年卒、解剖学）、高橋順太郎（14年卒、薬物学）が、教育スタッフに加わった。このうち、清水は18年病没し、梅も病気のため短期間で退職したが、明治19年の医科大学発足と同時に、若い留学帰国者たちはいずれも教授に任命された。最年長の緒方でも32歳、最年少の小金井は28歳という若さであった。

その後、19年11月に榊叡（13年卒、精神病学）、20年には三浦守治（14年卒、病理学）、下山順一郎、丹波敬三（いずれも11年卒、製薬学）、青山胤道（15年卒、内科学）、佐藤三吉（15年卒、外科学）、21年浜田玄達（13年卒、産婦人科学）、片山国嘉（12年卒、裁判医学）、22年河本重次

(7) 『文部省第五年報』 p.428.

(8) 『百年史』 p.264.

郎（16年卒，眼科学），弘田長（13年卒，皮膚病学），24年限川宗雄（16年卒，医化学），村田謙次郎（17年卒，皮膚病学）を加え，講座制導入直前の医科大学は，スクリバ（外科学）とベルツ（内科学）の2名のドイツ人教師に対して，20名からなる邦人教授集団をもつに至っていた。そのうち16名は東京大学医学部の卒業者，宇野以外の全員が留学経験者であり，また19年以降に任命された17名の教授中，4名をのぞいては，いずれも文部省派遣の官費留学生であった。

表 7 医学部－医科大学の教授集団

	在職期間	族籍	出身校	卒業年	席次	留学年	留学国	専攻	備考
三宅秀	10.4～26.9	士					仏	病理学	文久3年渡仏。3年より大学に出仕
榎村清徳	10.4～19.3	士	大学東校			17	独	内科学	7年より5等教授，19年より開業医
田口和美	10.4～	平				21	独仏	解剖学	林洞海門下。3年より大学出仕
大沢謙二	10.4～11.2	士	大学東校			3	独	生理学	11～15年に再度私費留学
橋本綱常	15.12～								
緒方惟準	11.2～19.2	士				5	独	外科学	長崎に学ぶ。5年陸軍派遣。軍医監の兼任
足立寛	11.2～11.7	士					蘭	外科学	慶応元年幕府派遣。陸軍軍医の兼任
永松東海	11.2～19.2	士						外科学	緒方塾等に学ぶ。陸軍軍医の兼任
村岡範為	11.7～19.2	士						生理学	陸軍軍医の兼任
宇野朗	15.12～19.2	士	開成学校			11	独	物理学	開成学校中退。大学出仕より留学。一高へ転任
原田豊	17.4～	平	東・医	9	13	22	独	外科学	助教授より昇任。医院長
長井長義	17.4～18.12	平	東・医	9	12			内科学	助教授より昇任。退職後4等待医
	17.6～18.10	士	大学東校			3	独	製薬学	18～21年非職。農商務省教師をへて25年，講師
	26.10～								
佐々木政吉	19.3～	平	東・医	12	2	12	独	内科学	私費留学
緒方正規	19.3～	士	東・医	13	3	13	独	衛生学	大学雇。医院勤務より留学
小金井良精	19.3～	平	東・医	13	2	13	独	解剖学	
高橋順太郎	19.3～	平	東・医	14	2	15	独	薬物学	大学雇より留学
榊俣	19.11～	士	東・医	13	4	15	独	精神病学	大学助手より留学
三浦守治	20.3～	平	東・医	14	1	15	独	病理学	大学助手より留学
下山順一郎	20.7～	士	東・医	11	1	16	独	製薬学	陸軍薬剤官兼大学助教授より留学
丹波敬三	20.7～	平	東・医	11	2	16	独	製薬学	陸軍薬剤官兼大学助教授より留学
青山胤通	20.9～	士	東・医	15	3	16	独	内科学	
佐藤三吉	20.11～	士	東・医	15	2	16	独	外科学	大学雇より留学
浜田玄達	21.9～	士	東・医	13	1	17	独	産婦人科学	熊本医学校より留学
片山国嘉	21.11～	平	東・医	12	11	17	独	裁判医学	大学助教授より留学
河本重次郎	22.6～	士	東・医	16	1	18	独	眼科学	大学助手より留学
弘田長	22.12～	士	東・医	13	11	18	独	皮膚病学	私費留学。大学付属病院長より
隈川宗雄	24.4～	士	東・医	16	4	17	独	医化学	私費留学。大学御用掛より
村田謙次郎	24.4～25.6	平	東・医	17	1	21	独	皮膚病学	大学助教授より留学。死亡

このように，医学部－医科大学では，教授集団の形成にあたって海外留学生制度がもっとも組織的，効率的に活用された。留学生は，卒業生のうち卒業席次で少くとも4番以内のもののなかから厳選され，それぞれに帰国後に担当すべき学科目の指定をうけてドイツ大学に送られた。かれらのうち学位をえて帰国したものは，製薬学の下山と丹波，それに生理学の三浦のみである。しかしかれらは，ドイツ各地の大学で最新の医学研究の成果を学んで帰国し，それまでわずか4～5名の，しかもドイツ人主体の教授陣によって担われていた医育のレベルを一挙に引きあげその専門分化をおし進めた。明治26年の医科大学には23の講座が開設されたが，ドイツ人教師の担当する内科学第三，外科学第三，それに翌年助教授山極勝三郎が担当することになる病理学病理解剖学第二をのぞく，20の講座が，いずれも専任の教授をもっていた。

3. 理 学

法理文三学部とよばれた東京開成学校の系譜をひく東京大学の諸学部のなかでは，理学部，とりわけその理学系の諸学科で早くからスタッフ面での充実が進んだ。この時期理学部におかれた工学系の諸学科はこの点でたちおくれ，その教授陣は工部省直轄の工部大学校にくらべて弱体であることを免れなかった。また，理学系の諸学科の場合にも，学科によって，スタッフの「自国化」には大きな差がみられた。

明治10年、発足時の理学部は化学科、数学物理学及星学科、生物学科、工学科、地質学及採鉱学科の5学科から編成され、この他明治13年までフランス語による仏語物理学が置かれていた。その後13年には地質学及採鉱学科が分離して地質学科と採鉱学科に分かれ、14年には数学物理学及星学科も、3学科に分離されて、理学部は全体で8学科編成となった。17年にはこれにさらに海軍省の要請にもとづく造船学科が付設された。

このように多数の学科が設けられたことから理学部の教授陣は、東京大学の諸学部の中なかでも最大の規模をもつことになり、帝国大学発足直前の時期には、邦人教授だけで16名を数えた。しかしここでもまた発足当初は専門教育の主体は邦人教授にあたったのではない。『東京帝国大学五十年史』によれば、明治10年当時の理学部の教授集団は、員外教授をふくめて4名の邦人教授に対して12名の外人教授から構成されていたのである。その外人教授依存の教育体制からの脱皮と、教授集団の「自国化」の過程を、各学科別にあとづけてみよう。

(1) 化学科 発足時の化学科で教授ポストにあったのは、「分析化学及应用化学」担当のイギリス人R.W. アトキンソン（明治7～14年）と「普通分析化学」担当のアメリカ人F.F. ジュエット（明治10～13年）である。このうちアトキンソンが教育の中心であったが、14年7月にかれが帰国したあと9月に松井直吉、15年8月桜井錠二、17年1月久原躬弦、高松豊吉が相次いで教授に任命され、化学科は、理学部の諸学科の中なかでも、もっとも充実した邦人教授陣をもつことになった。この4名はいずれも留学帰国者である。松井は明治8年開成学校からアメリカに、桜井は同じく9年にイギリスに留学を命ぜられた。また久原・高松はともに東京大学理学部化学科の第3回卒業生であり、高松は官費留学生としてイギリスへ、久原は私費でアメリカにそれぞれ留学している。専攻は松井と高松が応用化学、桜井と久原が純正化学となっているが、高松をのぞく3名はいずれも留学中に学位を取得しており、化学科は当時としては最高水準の邦人教授陣を擁していた。

帝国大学の発足時に化学科は、理科大学化学科と、工科大学の応用化学科に分かれる。化学科には桜井だけが残し、久原は第一高等中学校に転任し、かわって明治6年以来、工部人学校で教鞭をとっていたイギリス人E. ダイバース（～32年）が任用された。講座制導入時の化学2講座を担当したのは、この桜井とダイバースの2人のイギリス大学出身の化学者だった。

(2) 生物学科 生物学もまた、スタッフの「自国化」が早かった学科のひとつである。理学部開設と同時に、生物学関係では初めて、動物学担当のアメリカ人教授E. S. モースが任用された。かれは12年8月帰国し、かわったC.O. ホイットマン（米）も14年8月退職したあと、12月に箕作佳吉が動物学担当の教授に就任した。植物学の教授は発足当初から矢田部良吉が担当しており、他に「本草学者」伊藤圭介が明治14年7月より、附属小石川植物園担当の教授ポストについた。矢田部と箕作はともにアメリカ留学帰国者である。矢田部は明治3年、大学南校の教員中から選ばれて留学し、コーネル大学を卒業して明治9年帰国し、教授に任命された。蘭学者箕作一門で菊池大麓の弟にあたる箕作佳吉は大学南校に学んだあと、私費留学生として渡米しジョージ・ホプキンス大学で学位をとり帰国し、講師をへて教授に昇任したものである。生物学ではこの2人の教授就任後、外人教師の雇用はなく、帝国大学発足時に動物学に飯島魁（東大理、14年卒）が、また植物学に23年松村任三が教授として任用された。飯島は官費留学生でドイツに学び、松村は大学南校から開成学校をへて15年大学予備門教員となり、18年よりドイツに私費留学したものである。その後、矢田部が24年3月で退任したため、明治26年の動物学2、植物学1の講座は、それぞれ箕作、飯島、松村によって担当された。

(3) 物理学 化学、生物学とは対照的に物理学の教育は、東京大学理学部時代を通じて、外人教師に全面的に依存していた。本格的な物理学教師としてアメリカ人T.C. メンデンホールが聘

傭されたのが明治11年10月、これに工学科担当として招かれたエジンバラ大学卒のJ・A・ユーイングが加わった。メンデンホールが14年に帰国したあとはユーイングひとりとなり、かれの退職後16年からは、イギリス人教師C・G・ノットが明治24年まで、教育にあたった。

この間邦人教授としては、12年7月に山川健次郎、13年12月に市川（平岡）盛三郎、18年6月には北尾次郎がそれぞれ任用されている。しかし日本人として初の物理学教授となった山川は、明治4年開拓使留学生としてアメリカに送られ、エール大学付属理学校を卒業したものの、その学識は十分ではなく、外人教師の補助的な役割をはたしたにすぎないとされている⁽⁹⁾。また市川は慶応2年に幕府留学生としてイギリスに渡り一年余で帰国、開成学校製作学教場の教授などをへて、明治10年から再度私費でイギリスに留学したが、2年余で病気のため帰国を余儀なくされた。教授に任命されてからも2年足らず在職しただけで病没している⁽¹⁰⁾。18年にスタッフに加わった北尾は、明治3年の大学南校留学生の一人である。ゲッチンゲン大学で学位をとって16年帰国し、18年に教授ポストについた。しかしかれも在任期間は1年にみたく、帝国大学発足とともに、農商務省に転任した（のちに農科大学教授）。こうして明治24年、文部省派遣の官費留学生田中館愛橘が英・独に学んで帰国し、教授に任用されるまで、物理学の教育は事実上ノットひとりに依存していたのである。

明治26年に開設された2つの物理学講座は、山川と田中館によって担当された。

(4) 数学科 『帝国大学五十年史』は明治10年当時の数学の教授として、W・E・パーソン(米)、F・マンジョウ(仏)、菊池大麓の名前をあげている。このうちマンジョウは仏語物理学科の教授であった。明治7年から数学と理学を担当してきたパーソンも、11年7月に退職しそれ以後、数学の外人教師の雇い入れはなかったから、明治20年に藤沢利喜太郎(東大理、15年卒)が英・独留学をおえて帰国し教授に就任するまで、菊池がただ一人の数学担当専任教授であった。

菊池は慶応2年、12歳の時幕府派遣留学生としてイギリスに渡ったが明治元年帰国、明治3年大学南校から再び留学を命ぜられ、ケンブリッジ大学の数学科を優秀な成績で卒業して10年帰国と同時に、東京大学教授に任じられた。明治26年には数学2講座、応用数学1講座がおかれた。菊池は数学第一講座の他応用数学講座を兼担し、藤沢は第二講座を担当した。

(5) 星学科 天文学を担当した最初の邦人教授は寺尾寿である。寺尾は東大理学部で仏語物理学科を首席で卒業し、文部省留学生としてフランスに学び学位を取得した。帰国後講師をへて17年6月、教授に任命された。寺尾の就任以前は天文学(星学)の教育は、14年までメンデンホールが、14年から16年にかけてはアメリカ人教師H・M・ポールが担当していた。明治26年、星学2講座が設けられたが、寺尾が第一講座を担当し、第二講座については、28年まで空席とされ、同年文部省留学生の平山信(東大理、21年卒)が教授に任命された。

(6) 地質学科 これまでみてきた諸学科が、いずれもイギリス人あるいはアメリカ人教師を招いて、専門教育を開始したのに対して、地質学にはドイツ人教師が招聘された。その教師としては、まず明治8年にE・ナウマンが着任し、かれが12年帰国したあとD・ブラウンスに代わり、15年からはC・C・ゴッチェが地質学の教授を引継いだ。そのゴッチェも17年3月に退職し、4月には初の邦人教授として原田豊吉が、翌18年10月にはさらに和田維四郎が任命された。

原田は明治7年、私費でドイツに留学し、ハイデルベルグ大学で学位をえて帰国し、農商務省に勤務するかたわら17年1月から理学部講師となり、3月にゴッチェが解任されたあと教授に就任したものである。また和田は東京開成学校の鉱山学科に学んだが、明治8年同科が廃止されたため退学して内務省に入り、16年ドイツ留学を命じられ、帰国後農省務少書記官の兼任として地質学担当

(9) 『長岡半太郎伝』 p.68.

(10) 同上, p.74.

の教授ポストについた。明治26年に開設された地質学古生物学鉱物学の3つの講座を担当したのは、しかし、このいわば古い世代に属する2人の兼任教授ではなかった。それは理科大学発足時に就任した小藤文次郎（東大理・12年卒）と、22年11月任命の横山又次郎（東大理・15年卒）の2人の東京大学理学部卒業者によって担当されたのである。かれらはともに文部省留学生としてドイツに派遣された新進の学者であり、和田と原田は明治24年相次いで兼任をとかれた。

以上、東京大学理学部の理学系7学科について、外人教授から邦人教授への転換の過程をみてきたが、そこで明らかにされたように転換の時期には学科によってかなりの遅速があった。いま、本格的な専門学の教授能力をもった邦人教授の就任年度を学科毎にみれば、明治10年数学科、明治14年化学科、17年星学科、地質学科、24年物理学科の順となり、理学部における邦人教授集団の形成が、段階的に進行したことが知られる。その邦人教授集団のなかに、開成学校・東京大学出身で文部省留学生という、正統的なキャリアをたどったものが少いことも、明らかにされた事実のひとつである。菊池、矢田部、山川、和田、原田、松村などは、いずれも正統的なキャリアをへて、やがて理科大学教授となった人たちではない。しかし同時に、伊藤圭介一人をのぞいて理学部－理科大学の教授の全員が、教授就任前に海外留学を経験していることも指摘しておくべきだろう。それは他学部にはみられぬ特徴であった。

表 8 理学部－理科大学の教授集団

	在職期間	族籍	出身校	卒業年	席次	留学年	留学国	専攻	備考
菊池大麓	10. ~	士				3	英	数 学	慶応2年、幕府留学生（英）。3年大学出仕より留学
矢田部良吉	10. ~24. 3	士				3	米	植物学	外務省少録より私費留学。途中より官費
今井 巖	10. ~19. 3	平	大学東校			3	独	冶金学	3年大学東校より留学
山川健次郎	12. 7~	士				4	米	物理学	開拓使より留学。12年助教より昇任
市川盛三郎	13. 12~15. 10	士				10	英	物理学	慶応2年幕府留学生（英）。10年私費留学。15年死亡
伊藤圭介	14. 7~19. 3	平						植物学	シーボルト門下。大学員外教授より昇任
松井直吉	14. 9~19. 3	士	開成学校			8	米	鉱山学	工科大学へ転任
桜井 銳二	15. 8~	士	開成学校			9	英	化学	
小島 憲	15. 12~19. 3	士	大学南校					建築学	コーネル大卒。一高教授。工科大教授
箕作 佳吉	15. 12~	士	大学南校			6	米	動物学	6年私費留学
久原 躬弦	17. 1~19. 4	士	東・理	10	2	12	米	化学	12年私費留学？。大学講師より昇任。一高へ転任
高松 豊吉	17. 1~19. 3	平	東・理	11	5	12	英	化学	大学講師より昇任。工科大学へ転任
寺尾 寿	17. 6~	士	東・理	11	1	12	仏	天文学	
桜井 省三	17. 6~19. 3	士					仏 英	造船学	海軍権匠師の兼任。海軍造船学校卒
巖谷 立太郎	18. 4~19. 3	士	開成学校			10	独	鉱山学	開成学校中退私費留学。工科大学へ転任
北尾 次郎	18. 6~19. 3	士	大学東校			3	独	物理学	3年大学東校より留学。19年東京農林学校へ転任
和田 維四郎	18. 10~24. 7	士	開成学校			16	独	鉱物学	内務省地質課長より留学。農商務省地質局長の兼任
原田 豊吉	19. 3~24. 4	士	東京外語			7	独	地質学	農商務省地質局次長の兼任
小藤文次郎	19. 3~	士	東・理	12	1	13	独	地質学	内務省教師より留学。大学講師より昇任
飯島 魁	19. 3~	士	東・理	14	1	15	独	動物学	「のため非職
関谷 清景	19. 3~	士	開成学校			9	英	地震学	肺疾で10年帰国。助教より昇任。23.4~26.4病氣
藤沢 利喜太郎	20. 5~	士	東・理	15	2	16	英 独	数 学	
横山 又次郎	22. 11~	平	東・理	15	1	19	独	地質学	
松村 任三	23. 9~	士	開成学校			18	独	植物学	大学予備門教員より留学。助教より昇任
田中館 愛橘	24. 7~	士	東・理	15	3	21	英 独	物理学	大学助教より留学
坪井 正五郎	25. 10~	士	東・理	19	1	22	英	人類学	大学助手より留学

明治19年、理科大学の発足時には、ダイバース、ノットの2名の外人教師に対して、邦人教授の数は11名であった。明治26年に開設された講座数は17であるが、これに対して教授数13、助教授4、講座の担当状況は教授担当講座13、同兼担講座1、助教授担当講座1、未定1（星学第二、28年より平山信担当）、外人教師担当の講座は、ダイバースによる化学第二講座のみであった。理科大学は、こうして講座制導入時には、医科大学とならんで、外人教師が少ない、充実した邦人教授陣をもつ分科大学となっていたのである。

4. 工 学

帝国大学工科大学発足以前の工学教育の場は、東京大学理学部の工学系諸学科と、工部大学学校の2つの機関に分かれていた。この両者を比較した場合、工部大学学校にくらべて、東大理学部の工学教育はいちじるしく弱体であった。

理学部の工学系諸学科としては、化学科の一部にふくまれた応用化学をのぞいて、工学科が2つに分かれた土木工学科と機械工学科、それに地質学から独立した採鉱冶金学科の3科があった。その担当教授をみると、明治10年当時には機械工学でR.H. スミス（英）、土木工学がW.S. チャプリン（米）、採鉱冶金学にK. ネットウ（独）の3名の外人教師、それに邦人教授として、冶金学及びドイツ語担当の今井（岩佐）巖の名前があげられている。今井は大学東校派遣のドイツ留学生であり、明治19年3月まで在職したが、むしろ語学教師としての面が強く専門教育面ではほとんど寄与するところがなかったと思われる。実質的に工学教育を担当したのは、上記3名の外人教師であったとみてよい。

これら外人教師のうち、スミスは11年7月に帰国し、かわって同年ユーイング（英）が機械工学担当教授に着任した。しかし、かれが16年6月に退職したあと、機械工学については外人教師の新たな雇入れはなく、また、邦人教授も任命されなかった。明治16年以降、東京大学理学部は機械工学の専任教授を欠いたままだったのである。土木工学科では、15年7月チャプリン解任のあと、カナダ人教師J.A.L. ワッデルが招聘され、工科大学発足直前まで在職した。ここでは大学南校を中退しアメリカに私費留学した、コーネル大学卒の小島憲之が、15年12月に教授に任命され造家（建築）学を担当している。しかし土木工学自体の教育が、外人教師に依存していたことに変わりはない。

採鉱冶金学を担当したネットーは、15年から16年にかけての一時帰国をはさんで（その間A. メッゲル（独）が教育を担当した）、18年末まで在職した。

その同じ18年4月には巖谷立太郎が冶金学の教授に任命された。巖谷は開成学校を中退してドイツに私費留学し、フライブルグ鉱山学校を卒業しており、東京大学の工学系諸学科では最初の本格的な邦人教授であった。この他、海軍省の要請で附設された造船学科の教授として、桜井省三が17年6月から19年3月まで在職している。桜井は大学南校から横須賀造船所の造船学校に移り、卒業後さらに仏英で造船学を学んだ海軍省技師であり、海軍権匠師からの兼任教授であった。

このように東京大学理学部の工学系諸科で邦人教授層の形成がおくれ、外人教師もまたわずか2人にすぎなかったのに対して、工部省直轄の工部大学学校は、格段に充実したスタッフをもっていた。⁽¹⁾しかしここでも、最初の邦人教授が誕生するのは、明治16年になってからであり、しかも明治19年までの期間に3名が任命されたにすぎず、教育の主体はもっぱら外人教師たちにあった。

明治6年に教育を開始した工部大学学校には、以後に新設されたものをふくめて、土木学、機械学、電信学、造家学、応用化学、冶金学、鉱山学、造船学の8科がおかれた。これらの学科はいずれもイギリス教師によって担当されたが、給与水準、学歴などからみて、明治6年雇入れの初代外人教師のうちではH. ダイエル（土木学・機械学）、E. ダイバース（応用化学）、W.E. エルトン（電信学・物理学）、D.H. マーシャル（数学）の4名が本格的な専門学の教師であったとみてよい。明治9年にはこれに鉱山学担当としてJ. ミルン、10年に造家学のJ. コンドルが加わった。この6名による明治10年当時の授業担当は土木学及び機械学・ダイエル、造家学・コンドル、鉱山学・ミルン、電信学・エルトン、応用化学・ダイバースである。この他冶金学は図学担当のE.F. モンデーが担当した。その後、11年には電信学のエルトンが帰国するが、12年には土木学教師T. アレ

(1) 工部大学学校については『旧工部大学学校史料』、昭和6年、および『工部大学学校年報』各年度によった。

キサンドルが加わり、また15年には帰国したダイエルにかわって機械学担当のC・D・ウェストが着任した。ウェストはまた造船学をも担当した。

事実上の校長として工部大学校の教育に中心的な役割をはたしたダイエルが日本を去った翌16年、第1回卒業生のなかから選ばれてイギリス留学を命ぜられた11名の留学生在が相次いで帰国した。8月にはその中から電信学専攻の志田林三郎が、工部大学校最初の邦人教授に任命され、次いで17年3月には、第3回の卒業生で助教授の職にあった同じ電信学専攻の藤岡市助が教授に昇任、さらに12月にイギリス留学生組の辰野金吾が造家学担当の教授に就任した。先にみたように、電信学はエアトンの帰国後専任の教授をもたず、また造家学のコンドルも工部省官繕局に移っていたから、これら手薄になった学科に邦人教授の登用がなされたとみていいだろう。明治18年、東足大学に吸収される直前の工部大学校の教授陣は、こうして、志田（物理学）、藤岡（電気工学）、辰野（造家学）の3名の邦人教授と、ダイバース（化学）、ミルン（鉱山学）、アレキサンドル（土木学）、ウェスト（機械学・造船学）の4名の外人教師から構成され、これに加えて留学帰国者をふくめて12名の助教授陣が形成されていた。その存続期間中に東京大学理学部の工学関係諸科が（化学科をふくめても）96名の卒業生を出したにすぎないのに対して、工部大学校は211名の卒業生を送り出したが、教授陣についても、両者の間には大きな格差が存在した。

帝国大学工科大学は明治19年、土木、機械、造船、電気、造家、応用化学、採鉱冶金の7学科をおいて発足した。19年中に任命された邦人教授の総数は13名である。その内訳は、工部大学校から志田（電気工学）、辰野（造家学）、それに助教授から昇任した高山直質（12年卒、機械工学）、三好晋六郎（12年卒、造船学）の4名、東京大学から松井、高松（以上応用化学）、巖谷（鉱山学）の3教授の他、講師から昇任の九里（五代）竜作（東大理、14年卒、機械工学）、渡辺渡（東大理、12年卒、採鉱冶金学）の計5名、この他新たに平賀義美（東大理、11年卒、応用化学）、山田要吉（機械工学）、谷口直貞（開成学校、土木工学）、古市公威（開成学校、土木工学）の4名が任用された。かれらは全員が海外留学の経験者であり、その留学国別は英8、米3、独2、仏1と、英米両国への留学者が圧倒的な多数をしめていた。

この発足時の13名の教授のうち、平賀、山田、谷口の3名は、当時工科大学附属であった東京職工学校の教授であり、⁽¹²⁾20年10月同校が独立するとともに、工科大学をはなれている。また高山は就任後1ヶ月足らずで離職、病死。五代友厚の養子となった九里は、19年9月に退職。また松井も20年4月をもって第三高等中学校教頭に転任したから、工科大学の発足当初の邦人教授陣は、実質的には6名の教授から構成されたことになる。学科別にその担当科目をみれば、土木工学（古市）、造船学（三好）、電気工学（志田）、造家学（辰野）、応用化学（高松）、採鉱冶金学（巖谷、渡辺）となり、事実上担当者を欠いた機械工学を、工部大学校から移ったウェストが担当し、他に同じく工部大学校から移ったミルンが鉱山学の教授にあたっていた。

明治20年以降、26年までに任命された教授の数は14名を数える。このなかには、明治20年に開設された造兵学科、火薬学科の2つの軍事工学関係の学科の天野富太郎、鶴田正徳、秋元盛之、石藤豊太の5名の教授が含まれている。かれらはいずれも砲兵大尉、あるいは海軍技師からの兼任であり、正規の教授集団の一員ではない。また造船学の若山錠吉、宮原二郎も海軍少技監からの兼任であって、先にみた東京大学理学部造船学科の開設の経緯からいっても、これら4名の兼任教授と同様の性格をもつ兼任教授だったとみてよい。さらに、造家学を担当した小島憲之も、第一高等中学校教諭からの兼任であった。したがって実質的には白石直治（東大理、14年卒、土木工学）、中沢岩太（東大理、12年卒、応用化学）、野呂景義（東大理、15年卒、冶金学）、真野文二（工部大、

(12) 『東京工業大学六十年史』、昭和15年、p. 139。

14年卒，機械工学），田辺朔郎（工部大，16年卒，土木工学），清水済（東大理，12年卒），中野初子（工部大，14年卒）の7名が，新たに任命された「専任」教授ということになる。

しかし，工科大学の教授集団は，これら工部大学校，東京大学理学部を卒業した新しい教授を加えてもなお，安定的な構成をもつには至らなかった。すなわち志田（電気工学），巖谷（鉱山学），清水（土木工学）の3教授は24年から26年にかけて，相次いで病死し，さらに土木工学専攻の白石は23年10月，退職して実業界に転じたからである。工科大学の発足以来，講座制導入時までの7年間に任命された教授の総数は27名を数える。しかしそのうちで，講座担当教授として残ったのは，田辺（土木），真野（機械），中野（電気），辰野（造家），高松・中沢（応用化学），野呂（探鉱冶金），三好（造船）のわずか8名だけであり，うち4名が工部大学校出身者であった。なおキャリアからいって最長老というべき古市は内務省技師，工科大学長を兼任し，直接講座を担当することはなかった。

表 9 工科大学の教授集団

	在職期間	族 籍	出身校	卒業年	席 次	留学年	留学国	専 攻	備 考
志田林三郎	19. 3～25. 1	平	工部大	12	1	13	英	電気工学	16年より工部省権少技長兼工部大学校教授
松井直吉	19. 3～20. 4	士	開成学校			8	米	化 学	23年より農科大学教授
高松豊吉	19. 3～	平	東・理	11	5	12	英	化 学	
巖谷立太郎	19. 3～24. 1	士	開成学校			10	独	鉱 山 学	開成学校中退私費留学。大学講師より昇任。死亡
高山直質	19. 3～19. 3	士	工部大	12	1	13	英	機械工学	17年より工部大学校助教授
渡辺渡	19. 3～26. 9	平	東・理	12	1	15	独	探鉱冶金	大学助教授より留学。御料局技師に転任
三好晋六郎	19. 3～	平	工部大	12	2	13	英	造 船 学	16年より工部大学校助教授
九里竜作	19. 3～19. 9	平	東・理	14	2	15	英	機械工学	五代友厚の養子。退職して自営
辰野金吾	19. 4～	士	工部大	12	1	13	英	建 築 学	17年より工部省権少技長兼工部大学校教授
平賀義美	19. 4～20. 3	平	東・理	11	4	11	英	応用化学	私費留学。東京職工学校教諭の兼任。転任
山田要吉	19. 4～20. 10	士				3	米	機械工学	藩命により留学。東京工業学校へ転任
谷口直貞	19. 4～23. 3	士	開成学校			9	英	応用化学	東京職工学校より転任。農商務省へ転任
古市公威	19. 5～	士	開成学校			8	仏	土木工学	内務省技師より転任
白石直治	20. 2～23. 10	士	東・理	14	1	16	米	土木工学	農商務省御用掛より留学。退職後実業界入り
中沢岩太	20. 3～	士	東・理	12	1	16	独	応用化学	大学助教授より留学
天野富太郎	20. 8～22. 7	平						造 兵 学	砲兵太尉の兼任
若山敏吉	20. 9～24. 10	平						造 船 学	海軍少技監の兼任
宮原二郎	21. 2～26. 9	士	海軍兵学校			8	英	船用機関	海軍少技監の兼任
小島憲之	21. 10～26. 9	士	大学南校				米	建 築 学	コーネル大卒。一高教授の兼任
野呂景義	22. 4～	士	東・理	15	1	18	英	冶 金 学	大学助教授より留学
真野文二	22. 10～	士	工部大	14	3	19	英	機械工学	大学助教授より留学
鶴田正徳	22. 11～23. 2	士						造 兵 学	砲兵太尉の兼任
秋元盛之	23. 4～26. 9	平						造 兵 学	砲兵太尉の兼任
石藤豊太	23. 10～26. 9	士	東・理	12	2	20	仏	火 薬 学	海軍省より派遣留学。造兵廠主幹の兼任
田辺朔郎	23. 10～	士	工部大	16	2			土木工学	京都府技師より転任
清水済	24. 2～26. 8	平	東・理	12	4			土木工学	内務省技師より転任。死亡
中野初子	24. 9～	士	工部大	14	3	21	米 英	電気工学	大学助教授より留学

明治26年，工科大学におかれた講座数は21である。しかし，法・医に次いで多いこれらの講座を担当すべき教授の数は上にみたように8名にすぎなかった。21の講座の担当状況は，教授担当講座8，助教授担当講座1，非専任の講師担当講座4，複数講師による分担講座5，担当者未定講座1，その他に外人教師担当講座2という，講師依存度の著しく大きい，変則的なものになっていたのである。

主要学科についていえば，土木工学4講座は専任の邦人教授なし（第四講座は衛生工学で，20年6月招聘されたイギリス人教師W・バルトンが担当）。探鉱冶金学，造家学は各3講座に対して教授1，応用化学2講座だけは，2人の教授によって担当されたが，電気工学は2講座に対して教授1，造船学2講座では教授・助教授各1，機械工学2講座は真野とウェストの2人が担当という状態であった。工科大学の教授集団が安定化するには，更に後の時期をまたねばならなかったのである。

5. 文 学

東京大学の法理文3学部の中かで、文学部は性格の著しくあいまいな学部であった。その学科編成をみると、発足当初の明治10年には史学哲学及び政治学科、和漢文学科の2科がおかれたが、12年9月に前者は哲学政治学及び理財学科と名称変更された。「史学科は教授にその人を得る能は」なかったことが、その理由とされている。その後14年9月には哲学科が独立して、政治学及び理財学科と和漢文学科の3科編成となり、さらに和漢文学科は18年に和文学科と漢文学科に分かれ、また政治学及び理財学科は法学部に移された。これらの学科が文学部の中でしめた比重を知るために、卒業生の専攻別をみると、2学科時代の明治13、14年度の卒業生14名中、和漢文学専攻はわずか1名にすぎず、政治学・理財学専攻が6名、哲学・政治学が4名、哲学・理財学が3名となっている。のちに法科大学教授となる和田垣謙三、末岡精一はともに理財学・哲学の専攻学生であった。明治15年に3科時代に入ってから18年までの卒業生は35名である。このうち哲学専攻は3名、和漢文学専攻もわずかに1名にすぎず、残る31名はいずれも政治学及び理財学科の卒業生であった。

こうした卒業生の専攻別数に対して、文学部の邦人教授の構成は、きわめてアンバランスな姿を示している。文学部時代に任命された教授数は8名であるが、そのうち外山正一をのぞく7名は、いずれも和漢文学担当の教授だったからである。しかも外山とともに哲学や政治学・理財学を担当した外人教師もまた、けっして十分ではなかった。明治10年、開設時の文学部の教授としては心理学を担当する外山の他に史学及び道義学のE.W. サイル、英語学のW.A. ホートンの2人の外国人の名前があげられている。外山は幕末に幕府留学生としてイギリスに渡り、維新後一旦帰国したが外務官僚として滞米中の明治5年に退職し、ミシガン大学に私費留学して哲学を修めた。かれは心理学の他、哲学、史学、社会学などを担当したが、留学中にはM.A. の学位を取得したにすぎず、専門学の教授能力を必ずしも十分に備えてはいなかったと見られる。また外人教師中サイルは12年に解任され、専門学担当の専任外人教師は、11年8月に政治学・理財学の教師として着任したE.F. フェノロサー一人となった。フェノロサーは、この他哲学、論理学の授業も担当している。この時期の文学部の哲学政治学及び理財学科はアメリカのリベラル・アーツ・カレッジに似た性格を色濃くもっていたとみていいだろう。外人教師としてはこの他に、イギリス人教師C.J. クーパル（明治12～14年、哲学・史学）、J.M. ディクソン（13～25年、英文学）が雇用されたが、大多数の学生を集めた政治学・理財学の教育は事実上フェノロサー一人に依存していたわけである。

これに対して和漢文学科には、明治12年にまず三島毅（漢）が、続いて13年木村正辞（和）、14年中村正直（漢）、島田重礼（漢）、16年南摩綱紀（漢）；17年川田剛（漢）、重野安繹（史学）と次々に教授が任命された。これら昌平校出身者3名をふくむ和漢文学者は、いずれも年齢50歳をこえる旧世代の学者たちである。そしてかれらの任用の主たる理由は、明治15年、和漢文学衰退の救済策として文学部に付設された古典講習科での教育にあったとみてよい。⁽¹³⁾ これら7名の和漢文学科の教授は島田一人をのぞいて文科大学の発足前にいずれも退職した。重野（21年11月）と木村（24年9月）はのちに再任されているが、ともに講座制導入時にはすでに退職している。帝国大学文科大学の教育を担当したのは、明治19年以降、さらにいえば23年以降に任命された、新進の教授たちであった。

明治19年以降任命の教授は、上記再任の2名をふくめて17名である。発足時の文科大学には、哲学科、和文学科、漢文学科の他に新たに博言学科が設けられ、20年9月になって史学科、英文学科、独逸文学科が、22年には国史学科、仏蘭西文学科がそれぞれ増設され、総数9学科となった。この

(13) 『東京帝国大学学術大観・総説・文学部』昭和17年、p. 185。

(14) 『五十年史』pp. 721～747 参照。

ように一挙に増加した、しかも近代西欧の学術を教授する諸学科に対して、それを担当する教授層の形成は著るしく立ち遅れていた。文学部から最初の留学生が送られたのは他学部にくらべておそく、明治17年になってからであり、その数も少なかった。明治26年までの17名中、文部省留学生出身の教授は、着任順にみれば、23年3月田中稻城（14年卒、図書館学）、同10月井上哲次郎（13年卒、哲学）、24年11月坪井九馬三（14年卒、史学）、25年3月日高真実（19年卒、教育学）の4名にすぎない。しかもこのうち田中は附属図書館長を兼ね（26年9月退職）、日高は26年9月、それまでの兼任から高等師範学校教授に転任し、講座担当教授として残ったのは、井上、坪井の2名にすぎなかった。海外留学の経験をもつ教授としては、この他に19年10月就任の神田乃武（英文学）、23年10月の元良勇次郎（心理学）、25年8月の中島力造（倫理学）がいる。神田は神田孝平の養子でアメリカでM.A.をとり、英文学を担当したが、第一高等中学校教諭との兼務であり、26年9月には高等商業学校に転任した。元良と中島はともに同志社卒業後アメリカに私費留学し、元良はジョーンズ・ホプキンス大学で、中島はエール大学で、それぞれ学位をとった。講座制導入時の担当をみると元良と中島が心理学・倫理学・論理学の2講座を担当し、外山が社会学講座、坪井は史学・地理学第一講座、井上は哲学・哲学史第一講座をそれぞれ担当していた。

このように、わずかな邦人教授しかいない状況のもとで教育課程を運営していくためには、文科大学は他の分科大学とは逆に、明治19年以降も外人教師の数をふやさなければならなかった。明治19年には、こうして文学部時代にひきつづき、英文学・史学を担当したディクソンの他に、新たに博言学担当のイギリス人教師V.H. チェンバレンが着任し、20年にはさらに、E. ハウスクネヒト（独文学・教育学）、L. ブッセ（哲学・心理学・倫理学・論理学・審美学）、L. リース（史学）の3人のドイツ人教師が招聘された。このうちハウスクネヒトは23年、ブッセは26年に帰国するが、リースは明治35年まで在職し、史学・地理学の第2講座を担当した。また26年には、哲学・哲学史担当としてロシア人教師R. ケーベルが就任している。この他、英独仏の3文学科で教授にあたったのも外人教師であり、英文学をA. ウッド（25～29年）、独文学をR. フローレンツ（22～大正3年）、仏文学をE.L. ヘック（24～45年）が、それぞれ担当した。

文科大学発足時までに島田重礼ひとりを残して、すべての教授が退職した和漢文学関係の学科では、陣容を一新して、本格的な教育を開始した。まず和文学科（22年国文学科と改称）では、19年3月、法学部から転任した小中村清矩、それに東京師範学校から転任した物集高見が初めて、専任教授のポストについた。この時期の和（国）文学科は、国文学の他に国語学、国史、法制史などの授業も行っており、小中村は和文学・日本歴史・日本古代法制を、物集が和文学を、またイギリス人教師チェンバレンも国語学を担当した。24年に小中村が退職するとかわって文部書記官の木村正辞が兼任の教授となるが、木村も26年9月に退職し、国文学の教授としては新たに東京美術学校から黒川真頼が転任してきた。

明治22年6月には、この国史学科と密接に関連した国史学科が新設された。これより先21年10月に、それまで内閣修史局で進められていた修史事業が帝国大学に移され、文科大学に編年史編纂掛がおかれて、久米邦武、星野恒、重野安繹の3名が教授に任命された。国史学科はこの編纂掛のスタッフを母胎に新設されたのである。その後重野は24年3月、史誌編纂委員長となって教授職をはなれ、久米も筆禍事件のため25年3月退職し、かわって同年10月に、栗田寛が教授に就任した。26年の講座制導入時に、この2学科については、「国語学・国文学・国史」として第一から第四までの講座が設けられるが、それを担当したのは、第一から順に、栗田・星野・黒川・物集の各教授である。かれらは最年少の物集でも46歳、最年長の黒川は64歳であり、すべて旧幕府時代に教育を受けた人々であった。

漢文文学科では、島田重礼が引続き「経学・支那歴史・支那哲学・漢文学・支那古代法制」を担当した他、19年3月からは内藤耻叟が同じく教授として着任し、授業を担当した。内藤は24年3月で退職し、26年10月からは前朝鮮公使竹添進一郎が教授となった。26年に開設された漢学・支那語学の3講座のうち、第一、第二講座を担当したのは島田と、この竹添であり、第三講座は講師の張滋昉によった。漢文学科は明治22年に漢学科と改称されているが、その教育内容は史学・哲学・文学がまだ未分化のままだったのである。

表10 文学部－文科大学の教授集団

	在職期間	族籍	出身校	卒業年	席次	留学年	留学国	専攻	備考
外山正一	10.8～	士					米	社会学	慶応元年幕府留学生。明治3年私費留学
三島穀	12.2～19.3	士						漢文学	
木村正辞	13.11～18.12	平						国文学	国学出身。24年文部書記官より転任
中村正直	24.9～26.9								
島田重礼	14.8～19.1	士	昌平校					漢学	慶応2年幕府留学生取締として渡英。東京女子師範へ転任
南摩綱紀	14.8～	士	昌平校					漢学	大学講師より昇任
川田剛	16.5～19.3	士						漢文学	漢学出身。文部省御用掛より転任。高等師範へ転任
重野安繹	17.9～19.1	士						漢文学	漢学出身。宮内省出仕より転任
	17.9～19.1	士	昌平校					史学	修史局より転任
	21.11～24.3								
小中村清矩	19.3～24.3	士						史学	国学出身。大学法学部より転任
内藤耻叟	19.3～24.3	士						史学	水戸弘道館出身
神田乃武	19.3～26.9	平				4	米	英文学	森有礼に随伴渡米。高等商業学校に転任
久米邦武	21.10～25.3	士	昌平校					史学	4～6年岩倉遣欧使節団に随伴。修史局より転任
星野恒	21.10～	士						史学・漢学	塩谷門下。修史局より転任
田中稲城	23.3～26.9	士	東・文	14	6	21	英米	図書館学	文部書記官より留学。東京図書館長に転任
元良勇次郎	23.10～	士	同志社			16	米	心理学	私費留学。大学講師より昇任
井上哲次郎	23.10～	平	東・文	13	2	17	独	哲学	大学助教授より留学
坪井九馬三	24.11～	平	東・文	14	2	20	独	史学	14年文学士。17年理学士。大学御用掛より留学
日高真実	25.3～26.9	士	東・文	19	1	21	独	教育学	大学研究生より留学。高師に転任
中島力造	25.8～	士	同志社				米	倫理学	大学講師より昇任
栗田寛	25.10～	士						史学	水戸彰考館出身
黒川真頼	26.9～	平						国文学	国学出身。東京美術学校より転任
竹添進一郎	26.10～	平						漢学	漢学出身。前朝鮮公使
物集高見	19.3～	平						国文学	平田門下。東京師範学校より転任

このように、講座制発足時の文科大学の教授集団はまだ十分安定的なものではなかった。開設された20講座のうち、教授担当講座11、講師担当講座2、外人教師担当講座5、未定講座2となっており、しかも11名の邦人教授のうち6名は、国文学・国史・漢学担当の、平均年齢が60歳に近い旧世代の老学者たちであった。文科大学の教授集団は、近代西欧の学問を学んだ留学帰りの若い教授陣、国・漢学出身の老教授たち、それに外人教師によって3分されていたのである。その完全な「自国化」と、新旧の世代交替は、さらに次の時期にまたおぼろげであった。

6. 農学

明治23年6月、帝国大学は農商務省所管の東京農林学校を併合して、農科大学とした。その発足当初の農科大学のスタッフは5名の邦人教授と5名の外人教師からなっていた。

東京農林学校は、明治10年1月授業を開始した内務省農事修学場の後身である農商務省所管の駒場農学校と、明治15年11月開校した同じ農商務省所管の東京山林学校の統合校として、明治19年7月に発足したものである。⁽¹⁵⁾この2校の前身校のスタッフについてみれば、駒場農学校は当初、専門教師として、E・キンチ（農芸化学）、J・D・カストンス（農学）、J・A・マックグライド（獣医学）の3名のイギリス人を招聘して、授業を開始した。邦人教授はゼロであった。駒場農学校はその後も、全面的に外人教師依存の教育体制をとっているが、ただその専門学教師の国籍は、13年以降、

(15) 農科大学の前身校については、安藤円秀編『駒場農学校等史料』、東京大学出版会、昭和41年によった。

イギリスからドイツに一変した。すなわち獣医学では12年10月、マックグライドが解任されたあと、13年10月になってJ.L. ヤンソンが着任し（～35年7月）、農学では13年6月退職のカスタンスに代わって15年11月にM. フェスカ（～25年11月）が、また14年3月帰国した農芸化学のキンチの後任としては同年11月にO. ケルネル（～25年12月）が任用された。以上3人は、いずれもドイツ人であり、他には18年にアメリカ人の農学教師C.C. ジョージソン（～22年8月）が雇い入れられたのみである。

駒場農学校とは対照的に、東京山林学校は外人教師を招聘せず、邦人教授のみで、授業を開始した。といっても発足当初の教授は、校長兼任の松野潤ひとりであり、16年1月になって中村彌六が加わった。松野と中村はともにドイツに留学し、松野はエーベルスワルデ、中村はサクソンの山林学校を卒業、帰国しており、松野が森林保護論、中村が測樹学その他を担当した。この他には19年4月に、北尾次郎が東京大学理学部から気象学その他の担当教授として転任してきた。このように東京山林学校は、いずれもドイツに留学した邦人教授によって教師陣が編成され、これに5～6人の助教授が加わっていたのであるが、19年7月の東京農林学校の発足の時にも邦人教授の多数をしめたのは、助教からの昇任者をふくむこれら山林学校からの転任者であり、同年の農林学校の9名の邦人教授のうち5名までをしめた。

発足後の東京農林学校は、駒場農学校の4名の外人教師をひきついで他、20年11月には林学担当教師としてはじめてE. グラスマン（～28年7月）、21年1月にH. マイエル（～24年7月）の2人のドイツ人を、雇い入れ、専門教育の充実をはかった。また、20年11月には駒場農学校第一回卒業生（13年3月）玉利喜造ら3名を、助教から教授に昇任させるなど邦人教授陣の拡充も進め、さらに教授の中から22年5月に佐々木忠二郎（東大理、14年卒）、23年3月には勝島仙之介（駒場農学校、15年卒）を、それぞれ2年間の予定で、欧米諸国に留学させている。

しかし、明治23年、東京農林学校を分科大学のひとつに加え、農科大学とするにあたって、そこでの教育水準の低さが問題にされたことにもうかがわれるように、22年末現在で25名を数えた邦人教授の質は、必ずしも高いものではなかった。農科大学に教授として任命されたものは、この25名の農村学校教授のうち、松野、北尾、それに23年4月任用の石川千代松（東大理、15年卒、18年よりドイツ留学）の3名のみであり、邦人教授陣はこの3名にこれもドイツ留学経験者の農商務省技師志賀泰山（林学）と、第三高等中学校から転任してきた松井直吉を加えた5人から構成された。外人教師としては、ヤンソン、ケルネル、フェスカ、グラスマン、マイエルの5人があり、全体としてみれば依然として、外人教師依存の体制が続いていたのである。

その後、24年4月、助教授の中から佐々木忠二郎、酒匂常明、玉利喜造、勝島仙之介の4名が教

表 11 農学部－農科大学の教授集団

	在職期間	族籍	出身校	卒業年	席次	留学年	留学国	専攻	備考
松井直吉	23. 6～	士	開成学校			8	米	化学	三高より転任
松野潤	23. 6～23.12	平				3	独	林学	東京農林学校より転任
北尾次郎	23. 6～	士	大学東校			3	独	物理学	理科大学教授（非職）より転任
志賀泰山	23. 9～26. 9	士				18	独	林学	内務省林務官の兼任。私費留学(?)
石川千代松	23. 8～	士	東・理	15	1	18	独	動物学	大学助教授より私費留学。助教授より昇任
佐々木忠次郎	24. 4～	士	東・理	14	3	22	独	動物学	助教授より昇任。東京農林学校より留学
酒匂常明	24. 4～25.12	士	駒場農	13	2			農学	助教授より昇任
玉利喜造	24. 4～	士	駒場農	13	2	17	米	農学	助教授より昇任
勝島仙之介	24. 8～	士	駒場農	15	2	23	欧米	獣医学	助教授より昇任。東京農林学校より留学
須藤儀衛門	26. 9～	士	駒場農	15	1			獣医学	助教授より昇任

授に昇任した。佐々木をのぞく3名はいずれも駒場農学校出身、佐々木と勝島は農林学校派遣の留学生、また玉利は、明治17年駒場農学校が送ったただひとりの留学生である。26年9月にはさらに、札幌農学校より転任してきた同じく駒場農学校卒の須藤儀衛門が助教授から教授に昇進した。しかし明治23年以降に教授ポストについたこれら10名のうち、松野は23年12月に退職し、農商務省技師からの兼任であった志賀は、26年9月に兼任をとかれ、また酒匂も25年12月、北海道庁の財務部長に転出したため、26年の講座開設時の邦人教授の数はわずか7名にすぎなかった。さらに5人のドイツ人教師についてもマイエル、フェスカ、ケルネルが相次いで満期解職となったため、残されたのは獣医学のヤンソン、林学のグラスマンの2名だけとなった。こうして開設時の20講座の担当状況は、教授担当講座7、助教授担当講座4、講師担当講座5、講師分担講座1、外人教師担当講座2、未定講座1となっており、外人教師依存からは脱却したものの、邦人教授集団は十分というにはほど遠い状態にあった。

明治26年9月、新たに導入された、教育研究の基本的な単位としての講座を担当した68名の邦人教授集団は、以上のような過程をへて形成されたものである。

講座数と教授数との対比からすれば、医科大学と理科大学ではすでに4分の3以上の講座が専任教授によって担当されていたのに対して、法・農・工の各分科大学ではそれはまだ半数にみたく、全体としても、専任教授による担当講座数は、辛うじて半数をこえたにすぎなかった（表12）。しかし同時に、東京大学の発足から数えても15年余の短い期間に、この外人教師に全面的に依存し、外国語を教授＝学習用語としてきた大学が、よく急速な教育スタッフの「自国化」をなしとげたことも事実である。明治10年には邦人教授10名に対して、「外国教授」は28名を数えた。それが14

年には、邦人教授19に対して「外国教師」14と逆転し、以後、帝国大学発足時の19年に45対17、そして26年には68対16と急速に、教授集団の「自国化」が進行していった。

そうした「自国化」の過程を支えたものが、東京大学自体の充実と海外留学制度の計画的な運用であったことはすでにみてきた通りである。26年当時の68名の講座担当教授のうち、海外留学帰国者は59名、また東京大学およびその包摂校の卒業者は47名を数え、その47名の卒業者も2名をのぞいて、いずれも海外に留学の経験者であった。講座担当の第一世代の教授集団を構成したのは、これら自国の大学を卒業して、さらに3年以上を海外の大学に学んだ、若い世代の教授たちだったのである。かれらの26年当時の平均年齢は38歳、最低の法科大学では34歳、最年少の法科大学教授金井延は27歳にすぎなかった。

表12 明治26年開設時の講座担当状況

		法	医	工	文	理	農	計
講 座 数		22	23	21	20	17	20	123
担 任	教 授	9	19	8	11	12	7	66
	助 授	—	—	1	—	1	4	6
	講 師	2	—	4	2	—	5	13
	小 計	11	19	13	13	13	16	85
兼 分 外 人 教 師 未 定	兼 担	2	1	—	—	1	—	4
	分 担	3	—	5	—	1	1	10
	外 人	4	2	2	5	1	2	16
	未 定	2	1	1	2	1	1	8

表13 講座担当教授の教育キャリア

	法	医	工	文	理	農	合計
海 外 留 学	1	—	—	3	2	—	6
中退+留学* ₁	1	2	—	—	3	2	8
卒業+留学* ₂	7	15	8	4	7	4	45
大 学 卒 業	—	—	1	—	—	1	2
そ の 他	—	2	—	4	1	—	7
合 計	9	19	9	11	12	7	66

*₁ 前身校の中退留学者

*₂ 大学ないしは包摂校の卒業留学者

第三章 講座制と教授集団

明治10年から26年に至る、東京大学＝帝国大学の教授集団の形成過程は以上みてきた通りである。そしてその明治26年という時点を、帝国大学における教授集団の、ひいては日本のアカデミック・プロフェッションの形成過程における、ひとつの大きなエポックとみるのは、同年8月の『帝国大学令中改正』による講座制の導入の重要性に着目するからである。

この帝国大学における講座制導入の政治的・制度的な意義についてはすでに、寺崎昌男氏による詳細な分析がある⁽¹⁾。しかしあえて、ここでの分析の焦点にひきよせていうならば、講座制導入の意義は、教官組織と教育研究組織の有機的な統合を中心に、形成されつつあった教授集団の、さらにはアカデミック・プロフェッションの、持続的で自立的な発展を保障する機構を法制的に完成させた点にある、といえるだろう。26年8月の『帝国大学令中改正』は、たんに講座制の導入だけを目的としたのではない。これとからんで同年8月には『帝国大学官制』、『帝国大学教官俸給令』、また9月には『帝国大学各分科大学講座ノ種類及其数』など、高等文官としての帝国大学教官、さらには帝国大学教授の地位と威信を確立するための一連の勅令が相次いで公布されたのである。いしかえれば、26年8月の『改正』は、明治14年からはじまった、アカデミック・キャリアをエリート・キャリアのひとつとして確立するための一連の政策的措置の、総仕上げに他ならなかった。

1. 教官組織の形成

すでにみたように、明治10年、発足当初の東京大学の教官は、身分的には「雇又は嘱託の如きもの」であり、「国家の官吏」ではなかった。教授、助教授の職名が確定するのは明治14年の『東京大学職制』以後のことである。それ以前の教官組織は、「外国教授」のほか、教授、助教、員外教授、准助教、講師など、さまざまな名称でよばれるスタッフから構成され、そのうち教授と助教についてのみ、「教授ハ生徒ヲ教導シ其進退ヲ綜理ニ具状スル」ものであり、また「助教ハ教授ニ亜テ其教導ヲ補助スル」と、その職務内容が規定されていた。⁽²⁾

こうした教官組織の雑然とした構成は、明治14年以降も基本的には変わってはいない。帝国大学発足直前の明治18年の教官組織についてみれば、教授38、助教授28、外国教師11の他に、講師35、准助教授12、准講師11という、『職制』の規定にない多数の教官があり、⁽³⁾しかも教授の中には、他官省からの兼任者が少くなかった。そしてなによりも、教授は「学生ノ教授ヲ掌」り、助教授は「教授ノ職務ヲ助」けるという『職制』の規定にみられるように、東京大学は純然たる「教育機関」だったのである。大学教官は「国家の官吏」となり、教授は勅任または奏任、助教授は奏任ないし判任と、その官等が定められはしたものの、その地位と威信はまだ、けっして高いものではなかった。

「東京大学」における教官や教官組織のそうした、不安定な性格と対比するとき、19年3月の『帝国大学令』の画期的な性格が明らかになる。⁽⁴⁾

第1に、「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授」するだけでなく「其蘊奥ヲ攻究スル」帝国大学

(1) 寺崎昌男「『講座制』の歴史的研究序説——日本の場合」(1)、(2)、『大学論集』第1集、第2集、昭和49～50年所収。

(2) 『東京帝国大学五十年史』上冊、pp.459 - 460。

(3) 『文部省第十三年報』による。

(4) 以下、帝国大学関係の勅令の引用は、すべて文部省調査普及局編『大学関係法令の沿革(上)』昭和24年、刀江書院、による。

は、それまでの教育機関としての東京大学とは違って、研究機能をもあわせもつ最高学府をめざすものであった。先に法学部＝法科大学における教授集団の形成過程についてみた際にもふれたように、東京大学が、アメリカのリベラル・アーツ・カレッジ的な性格を強くもっていたとすれば、帝国大学はまさに、ドイツ型の近代大学として構想されたのである。

第2に、これまでその構成が必ずしも明確ではなかった教官組織も、『帝国大学令』の規定によって教授・助教授の2層だけから構成されることとなり、それ以外のものは「雇等」として類別されることになった。同年の教官組織の構成は教授45、助教授20、雇等10、外国教師17であり、⁽⁵⁾前掲の18年当時のそれとくらべて、教官組織の整備が進んだことがうかがわれる。

第3に、同年の勅令『帝国大学職員官等』により、大学教官の官僚制機構内部での地位は教授が奏任1～4等、助教授が同じく4～6等と定められ、23年にはさらに教授のうち一定数を限って勅任官とすることが認められた。勅任官は各官省の局長クラスと同等の地位であり、また報酬面でも、19年の勅令『高等官々等俸給令』は、帝国大学の教官に高等文官と同等の処遇を与えるものであった。

さらに第4に、『帝国大学令』の規定にもとづいた23年の勅令『帝国大学職員官等改正及定員』によって、はじめて、教授、助教授の定員が定められた。教官の任免権は依然として、文部大臣の手中にあったが、個々の教官の任免は別として、教授集団全体についていえば、こうした定員の設定はその存続と発展のための明確な外枠を保障するものであったとみていいだろう。

明治26年の講座制の導入は、こうした一連の改革の上に準備されたのである。

2. 講座制の構想

『東京帝国大学五十年史』によれば、「欧米諸大学に講座あるに倣」った講座制導入の議は、明治23年頃、文部省内に起こり、文部省から帝国大学評議会にその原案が送られたと記されている。⁽⁶⁾それは帝国大学が、ヨーロッパ型の研究機能をそなえた「近代大学」への発展をめざす以上、当然予想されたステップであったといってもよい。文部省が諮問した原案がどのようなものであったかは、明らかではないが、帝

国大学評議会はその修正案として、同年9月、全体で講座147、補助講座66からなる答申書を提出した。⁽⁷⁾

この講座制導入構想は、しかし、不発に終り、26年8月11日に至って新しい文部省原案が帝国大学評議会に諮問された。同日に公布

表 14 講 座 の 決 定 過 程

	23年大学案		26年 文部省原案	26年 大学答申案	26年 決定講座
	講 座	補助講座			
法科大学	26	—	18	29	22
医科大学	24	17	23	26	23
工科大学	32	22	19	33	21
文科大学	22	—	18	22	20
理科大学	18	13	17	19	17
農科大学	25	14	18	23	20
全 体	147	66	113	152	123

(5) 『文部省第十四年報』による。

(6) 『五十年史』上冊、p.974。

(7) 以下、講座制に関する各データは『五十年史』上冊pp.974～1002による。なお明治23年大学案の講座、補助講座の総数は、同書では145、68となっているが、分科大学毎に計算し直すと、工科大学の部分に計算ミスがあり講座2が補助講座2と誤記されているため、これを147、66と改めた。

された『帝国大学令中改正』第18条の「講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定」めるとあり、また第8条の評議会の審議事項の第2として「講座ノ種類ニ付諮詢ノ件」とあるのによったものであろう。この原案が113講座の開設を提示したのに対して、評議会は審議の末これを152講座とする修正案を答申し、結局9月7日の勅令『帝国大学各分科大学講座ノ種類及其数』は総数123の講座の開設を決定した。これら一連の講座開設案の数字は、表13にみる通りである。

井上文政の重要な成果のひとつとされる、この講座制導入の経緯については、先にふれた寺崎昌男氏のすぐれた分析がある。ここでは同氏のそれとは若干ことなる視角から、すなわち教授集団ないしは教官組織との数的なかかわりに視点をあてて、この問題に検討を加えてみることにしよう。なぜなら、講座制が、講座の専任教授担当、一講座一教授を原則とする限り、教授集団と講座制とは不可分の関係に立っているからである。

明治19年、『帝国大学令』はその第14条として「各分科大学ノ教授助教授ノ人員ハ其学科ノ軽重及学生ノ員数ニ応シテ別ニ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」とした。この規定による定員は、すぐには定められず、23年11月に至ってようやく勅令『帝国大学職員官等改正及定員』により、教授118人、助教授67人が定員とされた。この定員の根拠は不明であるが、同年の教官の実数が教授70、助教授45であったことからすれば、現状からはかなりかけはなれた数字であったとみてよい。翌24年7月に勅令『帝国大学職員定員制』が公布されると、その第2条に「教授助教授ノ人員ハ学科ノ種類其受持ノ都合ニ依リ随時別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とあるのにもとづき、同月『帝国大学教授助教授ノ人員ニ関スル件』として、教授75人、助教授50人という、実状には近い数が、新しい定員と定められた。

問題はこの教官定員と、講座の開設数との関係である。帝国大学が、「欧米諸大学」のうち、どの国の大学を講座制のモデルとしたのかは、必ずしも明らかではないが、その導入の推進者であった井上毅が「講座ト正教授トハ相待テ離ルヘカラ」ざるものであり、「各講座ハ一名ノ正教授ニ属」すのがつねである、という認識をもっていたことは、ほぼ間違いない。⁽⁸⁾しかし同時にまた、かれは行政の最高責任者として、帝国大学の教授集団がいまだ量・質ともに十分とはいえない現実もよく知っていたに違いない。講座制は、帝国大学が研究機能をもつ近代大学として成長していく上で不可欠のものであり、開設さるべき講座の種類と数は、研究と教育の論理によって決定される。しかし現実の教授集団は、その教育研究上必要とされる講座のすべてを埋め、一教授一講座の原則を実現するに足るだけの量と質をまだそなえてはいない。この後進国型の大学の理想と現実のギャップを、かれは教官と講座の数について、それぞれ独立の勅令を用意することによって、解決しようとはかったのである。

表13にみるように、明治26年の原案で、文部省は113講座の開設を提案した。それは、助教授にも講座の担当を認めるとすれば、ほぼ同時に公布された『帝国大学官制』中の教授75、助教授35という新しい定員にみあうものである。また同年の教官実数は教授68、助教授34、他に22名の外人教師があったから、この実態からもさほどかけはなれた数字ではなかった。この現実的な原案に対して、帝国大学評議会が出したのは152講座の開設を求める答申案であった。文部省原案を30講座近く上まわるこの答申案も、しかし、そのすべてについて専任教授の担当を予定したのではない。答申案の末尾につけられた内訳によれば、「専任教授担任講座」は75にすぎず、他に「教授兼担助教授担任講師嘱託講座」が57、「外国教師受持」が20講座予定されていた。⁽⁹⁾帝国大学側も、講座数の増を要求はしたものの、現実の教授集団の量と質からする制約は十分に認識していたとみてい

(8) 前掲・寺崎論文(1)に引用された『仏国における大学の講座に関する規定抄訳』参照。

(9) 『五十年史』上冊、p. 995。

いだろう。

ところで、この文部省原案と帝国大学答申案をつきあわせてみると、講座増の要求が理科大学2、医科大学3、文科大学4、農科大学5であるのに対して、工科大学14、法科大学11と、工・法の2分科大学できわ立って大きいのがめにつく。この答申案がどのような手続きをへて作成されたのかは、はっきりしないが、いずれにせよ、理・医のように、すでにかなり充実した教授集団をもつ分科大学が控えめな要求を出したのに対して、専任教授数がともに9名にすぎない工・法の2分科大学は、それぞれ33、29もの講座を要求したのである。この2分科大学の要求が、文部省側のもっとも大はばな査定をうけることになったのも、当然といえよう。

152 講座の要求に対して、文部省が再度査定を行なった結果、決定をみたのは123 講座である。医・理の2分科大学をのぞいて、他はいずれも原案よりは講座増が実現したが、工科大学は33 講座の要求に対して21講座、法科大学は29講座に対して22講座と、増設要求の大半をけずられた。この答申案と決定案とでの講座の異同については、次節で検討するが、それによれば、大学側が増設要求のいわば「空想性」を、鋭く突かれたことがうかがわれる。法科大学についていえば、その大半は国際公法と国際私法、政治史と政治学のように、それぞれが独立のものとして要求された講座を統合して一講座にする、というケースが大部分であり、また工科大学では工業経済学や数学・力学など周辺的な講座を削り、主要講座については、土木工学の6 講座を4 講座にするなど、その数を少なくする方策がとられている。結果的にみれば、開設さるべき講座の「種類」については、文部省と帝国大学の間に、事実上見解の相違はなく、その「数」について、帝国大学側はより理想的な案を、文部省側はより現実的な案を提出し、それがより現実に近い線で落ちついたといってい

3. 講座の決定過程

各分科大学毎に、明治23年の大学案から26年の最終決定案までの講座の種類と数の推移をみていくと、医・理の2分科大学では23年案から決定案までほとんど変化はないことがわかる。そしてすでにみたように、邦人教授集団の形成と充実が、もっとも早く進んだのも、この2つの分科大学で

表 15 医科大学における講座の決定過程

23年・大学案		26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
解剖学	2	解剖学・組織学	2	解剖学	2		2
生理学	2	生理学・医化学	2	生理学	1		1
				医化学	1		1
病理学	2	病理学・病理解剖学	2		2		2
内科学	3		3		4		3
外科学	3		3		4		3
眼科学	1		1		1		1
産科学・婦人科学	1		1		2		1
小児科学	1		1		1		1
衛生学	1		1		1		1
精神病学	1		1		1		1
薬物学	1		1		1		1
裁判医学	1	法医学	1		1		1
皮膚病・梅毒病学	1		1		1		1
耳科学	1		—		—		—
歯科学	1		—		—		—
墓学	2		3		3		3
合 計	24		23		26		23

あった。

23年大学案で医科大学が要求した講座数は24である。これに対して26年文部省案は23講座となっている。違いは大学案にあった耳科学と歯科学が姿を消し、薬学が2講座から3講座にふえた点だけである。また大学案の生理学2講座は、生理学・医化学の2講座と変わっている。この文部省案に対する大学の答申案は、内科、外科、産科・婦人科について各1講座の増設を要求するものであったが、これはいれられず、結局、文部省原案通り23講座で決定した(表14)。医学の領域では、この時期すでに専門教育のカリキュラムは構造化され安定しており、井上毅が講座制の導入によって実現しようとした教授の専攻責任の確立、すなわち「各教授ノ担任スヘキ専門学科ヲ示シテ其責任ヲ指定」しようという狙いは、⁽¹⁰⁾医科大学の場合すでに事実上達成されていたといつてよい。先にみた医学関係留学生の専攻指定からもわかるように、医学の領域ではすでに明治10年代の前半から、計画的に「一科専攻」の教授集団の育成が進められ、26年の時点ではそれがすでにほぼ完成をみていたのである。

医科大学のように意図的・計画的とはいえないが、理科大学の場合何にも、専攻責任の明確な教授集団の形成がほぼ終っていた。23年の大学案と26年文部省案をくらべてみると、応用数学1講座が新たに加えられ、地質学・古生物学2講座と、鉱物学1講座が、あわせて2講座となり、また物理学3講座が2講座に減らされた他に、異同はない。ここでも、講座編成、ひいてはカリキュラムはすでに安定性をもっており、また専門分化した学問自体の性格を反映して、「一科専攻」の体制も確立をみていた。26年の大学答申案と最終決定案との違いは、物理学と植物学が要求より1講座へられ、逆に「地質学・古生物学・鉱物学」が要求通り1講座増を認められただけであった(表16)。

表16 理科大学における講座の決定過程

23年・大学案			26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
数	学	2	{ 数	学	2			2
			{ 応	用 数 学	1	1		1
物	理 学	3			2	3		2
星	学	2			2	2		2
化	学	2			2	2		2
動	物 学	2			2	2		2
植	物 学	2			2	2		1
地質学・古生物学		2	地質学・古生	} 2		3		3
鉱	物 学	1	物 学・鉱 物 学					
地	震 学	1		1	1	1		1
人	類 学	1		1	1	1		1
合	計	18		17		19		17

この医・理の2分科大学とは対照的に、決定過程での講座の種類や数の変化が、もっとも大きいのは、法科大学と工科大学である。このうち法科大学におけるその変遷は表17にみる通りだが、23年大学案の26講座に対して26年文部省案は18講座を提示し、法科大学側はこれを29講座に修正したが、結局文部省原案より4講座増、大学答申案より7講座減少の22講座で決定をみた。先にも指摘したように、26年当時の法科大学にはわずかに9名の教授しかなく、他には外人教師2名、助教授ゼロであったから、大学側の29講座案は、どうみても過大な要求であった。それに再々の講座名称

(10) 木村匡『井上毅君教育事業小史』、明治28年、p.73。

表17 法科大学における講座の決定過程

23年・大学案		26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
民法	4		3		3		3
商法	2		1		2		1
裁構法・民訴法	1	民訴法・裁構法	1	民事訴訟法	1		1
刑法	1	刑法・刑訴法	1	刑法	1	刑法・刑訴法	1
刑事訴訟法	1						
法理学	1	法理学	1	法理学	1	法理学	1
憲法	1	帝国憲法・国法学	1	憲法	1	憲法・国法学	2
国法学・政治学	1						
				政治学	1	政治学・政治史	1
				政治史	1		
行政法	2		1		2		1
国際公法	1	国際法	1	国際公法	1	国際法	1
国際私法	1						
羅馬法	1		1		1		1
経済学	2	理財・財政・統計学	3	経済学・財政学	4		3
財政学	1						
統計学	1			統計学	1		1
日本法制沿革	1	法制沿革	1	法制史	1	法制史・比法史	1
法制沿革	1						
		英吉利法	1		2		2
外国法律	3	仏蘭西法	1		1		1
		独逸法	1		1		1
合計	26		18		29		22

の変更からもうかがわれるように、この時期にはまだ法学・政治学・経済学の3領域をふくむ法科大学の教育研究体制を、どのように編成していくのかについて、必ずしも明確な全体像が存在したとはいえない。明治23年に文部省の諮問に答えて大学側の講座案を提出した際、加藤弘之総長は「各学科ニ於テ講座ノ区分方ニ就キ細大粗密ノ異同アリテ全ク権衡ヲ均シクスル能ハ」ないのだと⁽¹¹⁾いい訳けしているが、法科大学の講座案は、まさに「細」にして「粗」であったといつてよい。表から知られるように、文部省がとったのは、答申された講座そのものを抹消するのではなく、関連講座を統合して当面講座数をへらし、教授集団の充実をまって、その分離独立をはかるという方針である。たとえば、刑法と刑事訴訟法、政治学と政治史、国際公法と国際私法、法制史と比較法制史は、いずれも統合されて1講座とされたが、その後それぞれ33年、33年、31年、35年に分離され、独立の講座となっている。筆頭分科大学として、最大限の講座要求をした法科大学に対して、文部省側はきわめて現実的な、きびしい態度でのぞんだわけである。

大学側と文部省側の構想のずれがもっとも大きかったのは、工科大学である。23年案では工科大学は32講座を要求したが、26年の文部省原案は、わずかに19講座を提示している。表17で両案の異同をみると、文部省側が工学の教育研究体制の編成に基本的に必要とされる主要講座については、工科大学の案をほとんどそのまま入れながら、特殊な、また周辺的ないし基礎的な講座をすべて削っていることがうかがわれる。すなわち、この時期の工科大学には土木・機械・造船・電気・造家・

(11) 『五十年史』上冊, p.975.

表18 工科大学における講座の決定過程

23年・大学案		26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
土 木 工 学	4		4		6		4
機 械 工 学	2		2		2		2
造 船 学	2		2		3		2
電 気 工 学	2		2		3		2
造 家 学	2		2		4		3
応 用 化 学	2		2		3		2
造 兵 学	1	造兵学・火薬学	1	造 兵 学	1		1
火 薬 学	1				1		1
採 鉱・冶 金 学	3				3		3
数 学 力 学	1		—		1		—
応 用 力 学	1		—	応 用 物 理 学	1		—
化 学	1		—		—		—
物 理 学	1		—		—		—
蒸 気 機 関 学	1		—		—		—
機 械 学	1		—		—		—
物質及構造強弱論	1		—	材 料 及 構 造 強 弱 論	1		1
測 地 学	1		—		—		—
測 量 学	1		—		—		—
地 質 学・鉱 物 学	1		—	鉱 物 学・地 質 学	1		—
家 屋 構 造	1		—		—		—
工 業 経 済 学	1	工業経済・法律	1	工 業 経 済 学	1		—
工 業 法 律	1				2		—
合 計	32		19		33		21

応用化学・採鉱冶金と、7つの主要学科があったが、これと直接関連した講座については、すべて23年大学案通りの講座数が、文部省原案にもられている。23年大学案にもられた多数の周辺的で特殊な講座と、この文部省の現実的な査定とをくらべてみると、工科大学側が、教育研究体制の基礎となる講座制について、どのような認識をもっていたのか、甚だ疑わしいといわざるをえない。

26年の文部省19講座案に対して、工科大学は再び33講座の開設要求を提出した。しかし今回の要求の主眼は、周辺的な講座の復活ではなく、主要講座の大はば増にあった。前掲の主要7学科関係の講座でいえば、増設要求は7講座にのぼっている。この大学案に対して、文部省は再び大なたを振るった。要求33講座に対して決定は21講座、認められた講座は、材料及構造強弱論をのぞいて、すべて、工科大学の（造兵学、火薬学をふくむ）9つの学科と直接関連したものだけであった。この文部省のきびしい査定についても、法科大学の場合と同様その現実的な判断を評価すべきだろう。たとえば応用物理学や工業法律学のように、他の分科大学の開設講座やスタッフを利用しうる、工学教育にとって周辺的な講座はおかず、また主要講座については、教授集団の充実をまって増設を進めていくというのが、文部省のとった方針だったと考えられるからである。のちにみるようにこの時期の工科大学の教官は、わずかに教授9、助教授9にすぎず、6講座を要求し結局4講座におちついた土木工学の場合でいえば、開設時の専任邦人教授はゼロであった。

文科大学と農科大学はどうだろうか。文科大学の23年案は22講座であり、結果的には20講座で決定した。この決定講座をみると23年案で各3講座ずつ構想された国史学と国語・国文学の講座が統

合されて4講座になったのが、もっとも大きな変更であり、この他では漢学と支那語学が統合されて3講座、また独逸語・独逸文学とあわせて1講座だった博言学が最終的には独立の講座となり、また新たに美学講座が加わった。大学側は26年の答申案にみられるようにラテン・ギリシャの古典

表19 文科大学における講座の決定過程

23年・大学案		26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
国史学	3	国語学・国史学	3		4		4
国語・国文学	3	文学・国史					
儒学・支那哲・史・文学	2	漢学	2		3	漢学・支那語学	3
印哲・梵語学	1		—		—		—
西洋哲学	2	哲学	2	哲学・哲学史	3		2
社会学	1		1		1		1
心理学	1	心理学・倫理学	2		2		2
倫理学	1	学・論理学					
教育学	1		1		1		1
史学・地理学	2		2		2		2
英語・英文・ラテン語学	2	英語・英文学	1		1		1
		博言学	1	博言・ギリシャ・ラテン語学2		博言学	1
独語・独文・博言学	1	独語・独文学	1		1		1
仏語・仏文学	1		1		1		1
支那語・朝鮮語学	1		—		—		—
		美学	1		1		1
合 計	22		18		22		20

表20 農科大学における講座の決定過程

23年・大学案		26年・文部省原案		26年・大学答申案		26年・決定講座	
農学	3		2		3		2
農芸化学	3	農芸化学・化学	2		3		2
林学	3		2		3		3
園芸学	1		1		1		1
植物学	2		1		1		1
動物・水産学	1	動物・昆虫・養蚕学	2		2		2
昆虫学・養蚕学	1						
地質・土壌学	1		1		1		1
物理・気象学	1		1	農林物理・気象学	1		1
土木工学・測量学	1		—		—		—
経済学・農林法制	1	農政学・理財学	1	農政学・経済学	1		1
		畜産学	1		1		1
家畜解剖学	1	家畜解剖学・生理学	1	家畜解剖学	1		1
家畜生理学	1	生		家畜生理学	1		1
家畜内科学	1	家畜内科学・学	3		3		3
家畜外科学	1	外					
家畜病理学	1		—		—		—
薬物学	1		—	家畜薬物学	1		—
動物疫論	1		—		—		—
合 計	25		18		23		20

語の講座を残そうと努めたが成功しなかった。26年の大学側の要求はこれと哲学、哲学史講座が3から2に削られた他は、そのまま実現していたことになる。

農科大学では23年案の25講座に対して、26年文部省原案は18講座を提示した。この2つの案を対比させてみると工科大学の場合と同様、基礎的・周辺の講座を削ろうという文部省側の意図がうかがわれる。これに対して大学側は23講座からなる答申案を出し、最終的には20講座におちついた。増設要求の主眼は、農・農化・林の主要講座を文部省原案の各2から各3にふやし、また家畜解剖学・生理学の1講座を分離して2講座とするにあたったが、このうち、農学と農芸化学をのぞいては要求通りとなっている。農科大学もまた、教授集団が量的にも質的にも未成熟な分科大学のひとつである。講座数は他の分科大学なみに決まったが、それをみたすに必要な教授集団の形成は、さらに後の時期にまたねばならなかった。

4. 講座の担当状況

以上のような経緯をたどって明治26年9月、総数123の講座が開設された。しかしくり返し指摘したように、この講座を担当する教授集団は全体としてまだ、十分な量と質をもつに至らず、一教授一講座担任の原則を実現するには、ほど遠い状態であった。そしてこうした現実には、本来ならば講座開設数と対応して定められるべき教授定員に大きく反映されることになる。

明治26年8月の『帝国大学令改正』にもあるように、講座は本来「教授ヲシテ之ヲ担任セシ」めるものであり、「助教授又ハ嘱託講師ヲシテ講座ヲ担任セシ」めるのは、あくまでも例外的な措置であるというのが講座と教授集団との関係についての、文部省の基本的な見解であった。このことは、同時に公布された『帝国大学教官俸給令』中の規定からも明らかである。すなわち同令によれば大学教官の俸給は、本俸と職務俸に分かれ、「教授ハ其ノ担任スル所ノ講座ニ対スル職務俸」をうけるのに対して、助教授の職務俸は「学科ノ種類職務ノ繁忙ニ従」って与えられ、講座の担任を命じられた場合には、これとは別途に「其ノ講座ニ対スル職務俸」をうけることになっているのである。講座の担

当はあくまでも教授の職責であり、助教授は臨時的・例外的に講座の担任を命じられるにすぎなかった。

このようにみてくれば、教官定員、なかんずく教授の定員は、開設された講座の数に応じて定められるのが原則であろう。しかし、実際には、講座の種類及び

表21 東京帝国大学の講座・教官数および定員

		法	医	工	文	理	農	経	計	(定員)
明. 26	講座数	22	23	21	20	17	20		123	
	教授	9	19	9	11	13	7		68	75
	助教授	—	6	9	1	4	14		34	35
明. 33	講座数	26	25	27	20	18	22		138	
	教授	13	20	18	10	17	14		92	101
	助教授	1	9	13	4	5	11		43	42
明. 43	講座数	37	32	32	24	26	31		182	
	教授	25	26	27	18	24	22		142	143
	助教授	3	13	21	9	7	14		67	74
大. 14	講座数	34	33	58	39	41	42	17	264	
	教授	23	30	48	23	29	24	13	190	225
	助教授	5	17	37	20	22	24	6	131	131
昭. 10	講座数	34	36	59	41	41	43	18	272	
	教授	20	32	45	27	23	29	13	189	236
	助教授	14	20	40	19	20	27	8	148	158

『文部省年報』各年度および『大学関係法令の沿革』より作成。

数を定めた勅令より1ヶ月近く前に出された勅令『帝国大学官制』は、専任教官の定員を、教授75、助教授35と定めた。それは開設講座数と対比すれば、その60%にしかあたらない教授定員であった。この教授定員と開設講座数とのギャップを、創設当初における教授集団の未成熟という理由だけで説明しうるかどうかにについては、問題が残されている。表21に示した通り、少なくとも東京帝国大学についてみる限り、教授の定数が、講座の開設数と肩をならべたことは戦前期を通じて一度もなく、また教授の実質と講座数をくらべてみても、前者はつねに後者の70%前後にすぎないからである。とりわけ筆頭学部である法科大学＝法学部では、昭和10年になっても、講座数34に対して、教授の実数は20にすぎなかった。この問題についての検討はしかし別の機会にゆずることにしよう。ここではとりあえず開設時の教授と講座の具体的な対応関係——講座の担当状況について、簡単にみておくこととする。

(1) 法科大学 22講座が開設された法科大学の教授数は9、助教授はゼロ、外人教師が4名であった。開設講座のうち、主要講座である憲法・国法学2講座は末岡精一と穂積八束、民法3講座は富井政章、梅謙次郎、土方寧の各教授が担当した。また経済学・財政学3講座についても、和田垣謙三、金井延の専任教授があり、残る1講座はドイツ教師ウェンクステルンの担任であった。この経済学・財政学第三講座を外人教師によるという慣行は、その後も大正7年まで続く。

残る14講座のうち、専任の邦人教授をもったのは、法理学（穂積陳重）とローマ法（宮崎道三郎）のみである。英法第一、仏法、独法の各講座は、それぞれチゾン、ルボン、レーンホルムと外人教師が担当しており、これも大正4年まで慣行として続いた。なお英法第二講座は土方の兼担であった。この他、教授の兼担講座としては、宮崎の兼担した法制史・比較法制史講座があり、また行政法講座は、末岡と穂積八束の2教授により分担された。この他の講座はいずれも、嘱託講師の担任ないし分担であるが、たとえば国際法担任の秋月左都夫は外務省参事官、商法分担の田部芳は判事というように、現職の行政官・司法官が講師となっている。

結局外人教師をふくめ兼担・分担をあわせても専任教官の担任したのは、22講座中16講座だけであった。

(2) 医科大学 医科大学の開設講座数は23、これに対して教官数は教授19、助教授6、外人教師2である。外人教師が担当したのはベルツの内科学第三とスクリバの外科第三の2講座であり、この講座については外人教師任用の慣行が長く残った。残る21講座については、ほぼ完全に一教授一講座担任制が実現しており、外科学第一講座担任の宇野が兼担した皮膚病学・梅毒学、

表22 明治26年の講座担当状況（法科大学）

講 座 名	担 当 者
憲 法 ・ 国 法 学 第 一	末 岡 精 一
第 二	穂 積 八 束
民 法 第 一	富 井 政 章
第 二	梅 謙 次 郎
第 三	土 方 寧
商 法	（講 師 分 担）
民 事 訴 訟 法	（講 師 担 任）
刑 法 ・ 刑 事 訴 訟 法	（講 師 分 担）
経 済 学 ・ 財 政 学 第 一	和 田 垣 謙 三
第 二	金 井 延
第 三	ウ エ ン ク ス テ ル ン
統 計 学	
政 治 学 ・ 政 治 史	
行 政 法	（教 授 分 担）
国 際 法	（講 師 担 任）
法 制 史 ・ 比 較 法 制 史	△ 宮 崎 道 三 郎
羅 馬 法	宮 崎 道 三 郎
英 吉 利 法 第 一	チ ゾ ン
第 二	△ 土 方 寧
仏 蘭 西 法	ル ボ ン
独 逸 法	レ ー ン ホ ル ム
法 理 学	穂 積 陳 重

それに病理学・病理解剖学についての
み、専任教授を欠いていた。このうち
前者については明治44年まで専任教授
を欠いたが、後者は27年6月から山極
勝三郎が講師となり、28年には教授に
昇任した。こうして医科大学では、教
授と講座との対応関係が、早くから完
全な形で実現していた。

(3) 工科大学 21講座で発足した
工科大学の専任教官数は、教授9、助
教授9、外人教師2である。このうち
古市公威は工科大学長をつとめ、講座
を担当しなかったから、実際の教授数
は8ということになる。主要講座のう
ち、専任教授だけで担任されたのは、
応用化学2講座（高松豊吉・中沢岩太）
だけである。また機械工学2講座は、
真野文二とウェストが担当した。最大
の講座数をもつ土木工学には専任教授
はなく、第四講座をバルトンが担任し
た他は、第三講座が材料及構造強弱学
講座の教授田辺朔郎と嘱託講師の分担、
第一講座も2名の助教授の分担で、第
二講座は担任者未定となっていた。

この他では、造船学第一（三好晋六
郎）、電気工学第一（中野初子）、造
家学第二（辰野金吾）、採鉱冶金学（
野呂景義）の4講座だけが担任教授を
もち、残りはいずれも助教授、あるい
は講師の担任・分担であった。このう
ち造兵学と火薬学は、その性格上講座
制導入前から軍技術者からの兼任教授
の担任であり、兼任をとかれた秋元盛
之と石藤豊太が講師として引続き担当
した。その後27年に造家学第一、28年
土木工学第一、29年に採鉱冶金学第一、
第三の各講座が担任教授をもつが、産
業界との結びつきが強いこの工学の領
域では教授層の入れかわりがはげしく、
講座と教授とが安定的な対応関係をも
つのは6分科大学中でもっともおそか

表23 明治26年の講座担当状況（医科大学）

講 座 名	担 当 者
解剖学 第一	田 口 和 美
第二	小金井 良 精
生理学 第一	大 沢 謙 二
医 科 学 第一	隈 川 宗 雄
病理学・病理解剖学 第二	三 浦 守 治
薬 物 学 第一	高 橋 順 太 郎
、内科 学 第二	佐々木 政 吉
第三	青 山 胤 道
産科学・婦人科学 第一	ベ ル ツ
外科 学 第二	浜 田 玄 達
第三	宇 野 朗
眼 科 学 第一	佐 藤 三 吉
皮膚病学・梅毒学 第二	ス ク リ バ
精神病学 第三	河 本 重 次 郎
衛生学 第一	△宇 野 朗
法 医 学 第二	榊 俣
薬 学 第三	緒 方 正 規
	片 山 国 嘉
	下 山 順 一 郎
	丹 波 敬 三
	長 井 長 義

表24 明治26年の講座担当状況（工科大学）

講 座 名	担 当 者
土 木 工 学 第一	（助教授分担）
第二	
第三	（教授・講師分担）
第四	バ ル ト ン
機械工学 第一	真 野 文 二
第二	ウ エ ス ト
造船学 第一	三 好 晋 六 郎
第二	（助教授担任）
造 兵 学 第一	（講 師 担 任）
電気工学 第一	中 野 初 子
第二	（助教授・講師分担）
造 家 学 第一	（助教授・講師分担）
第二	辰 野 金 吾
第三	（講 師 分 担）
応 用 化 学 第一	高 松 豊 吉
第二	中 沢 岩 太
火 薬 学 第一	（講 師 担 任）
採 鉱 冶 金 学 第二	（講 師 担 任）
第三	野 呂 景 義
材料及構造強弱学	（講 師 担 任）
	田 辺 朔 郎

った。26年の時点でいえば、専任教官のみで担当ないし分担しえたのは、21講座中わずかに12講座にすぎなかった。なお、9名の助教授のうち、講座を担当あるいは分担したのは5名だけである。

(4) 文科大学 文科大学の開設講座数は20である。これに対して教授11, 助教授1, 外人教師5の専任教官があり, うち助教授をのぞく16名が16講座を担当し, 残る4講座中, 漢学・支那語学第三と博言学が講師担任, 教育学と美学が担当者未定であった。このうち, 博言学講座については27年7月に上田万年が教授に就任しているから, 文科大学でも一教授一講座の原則は比較的早く達成されたことになる。5人の外人教師は, 英・独・仏の3つの語学・文学講座と, それに史学・地理学第二, 哲学・哲学史第二の各講座を担当した。

(5) 理科大学 開設講座数17と, 6分科大学中最小規模の理科大学は, 教授13, 助教授4, 外人教師1のスタッフをもっていた。教授のうち, 地震学の関谷清景は23年4月病気のため非職を命ぜられ, 26年4月に復職して地震学講座の担任となったが, 実質的には分担の嘱託講師が教育にあたった。この関谷(29年1月病死)をのぞく12名の教授とダイバースの13名が14の講座を担当した。これは, 数学第一講座の担任教授菊池大麓が応用数学講座を兼任したためである。残る3講座のうち, 上述の地震学はのぞいて, 担任者未定だった星学第二講座には27年12月に平山信が講師となり翌年5月, 教授に昇任した。また地質学古生物学鉱物学第三講座は, 助教授担任であった。こうして, 明治28年には, 理科大学の各講座は, 外人教師担当の化学第一と,

表25 明治26年の講座担当状況(文科大学)

講 座 名	担 当 者
国語・国文学・国史 第一	栗 田 寛
第二	星 野 恒
第三	黒 川 真 頼
第四	物 集 高 見
漢学・支那語学 第一	島 田 重 礼
第二	竹 添 進一郎
第三	(講師担任)
史学・地理学 第一	坪 井 九馬三
第二	リ - ス
哲学・哲学史 第一	井 上 哲次郎
第二	ケ - ベ ル
心理学・倫理学・論理学 第一	元 良 勇次郎
第二	中 島 力 造
社 会 学	外 山 正 一
教 育 学	
美 学	
博 言 学	(講師担任)
英語学・英文学	ウ ッ ド
独逸語独逸文学	フ ロー レンツ
仏蘭西語仏蘭西文学	ヘ ッ ク

表26 明治26年の講座担当状況(理科大学)

講 座 名	担 当 者
数 学 第一	菊 池 大 麓
第二	藤 沢 利喜太郎
応 用 数 学	△菊 池 大 麓
星 学 第一	寺 尾 寿
第二	
物 理 学 第一	山 川 健次郎
第二	田 中 館 愛 橘
化 学 第一	桜 井 錠 二
第二	ダ イ バ ー ス
動 物 学 第一	箕 作 佳 吉
第二	飯 島 魁
植 物 学	松 村 任 三
地質学古生物学鉱物学 第一	小 藤 文次郎
第二	横 山 文次郎
第三	(助教授担任)
地 震 学	(教授・講師分担)
人 類 学	坪 井 正五郎

他の2講座をのぞいて、14講座までが教授によって担当されることになった。

(6) 農科大学 さいごに農科大学についてみよう。ここでは開設講座数20に対して、教授7、助教授14、外人教師2のスタッフがあり、講座の担当は、教授担任7、外人教師担任2の他、助教授も3講座を担当した。しかし法科大学や工科大学と同様、ここでも講師担当の講座が多く、園芸学が畜産学担任教授の玉利喜造と講師の分担となった他、農学第一、第二、林学第一、地質学・土壌学、農政学・経済学の5講座に講師が委嘱された。この講師の中には、農商務省技師からの教授兼任をとかれた志賀泰山（林学第一講座担当）がふくまれている。なおその後、27年に農学第一、28年に林学第三、29年に農政学・経済学の3講座が専任教授をもつようになったが、依然として、専任教授不在の講座が半数近く残されていた。

表27 明治26年の講座担当状況（農科大学）

講 座 名			担 当 者
農 学	第一		（講師担任）
	第二		（講師担任）
農 芸 化 学 ・ 化 学	第一		松 井 直 吉
	第二		
林 学	第一		（講師担任）
	第二		（助教授担任）
	第三		グ ラ ス マ ン
植 物 学			（助教授担任）
動物学昆虫学養蚕学	第一		石 川 千代松
	第二		佐々木 忠次郎
園 芸 学			（教授・講師分担）
			玉 利 喜 造
畜 産 学			（講師担任）
地 質 学 ・ 土 壌 学			北 尾 次 郎
農 林 物 理 学 気 象 学			（講師担任）
農 政 学 ・ 経 済 学			（講師担任）
家 畜 解 剖 学			（助教授担任）
家 畜 生 理 学			（助教授担任）
家畜内科学・外科学	第一		勝 島 仙之介
	第二		須 藤 儀衛門
	第三		ヤ ン ソ ン

以上のような教授＝講座関係のその後の推移を要約するものとして、表21をもう一度みていただきたい。それによれば、講座発足後7年をへた明治33年の開設講座数138に対して、教授の実数は92（67％）となっており、外人教師の存在を考慮に入れるとしても、なお3分の1近い講座が、専任教授を欠いたままに残されていた。その性格上、依然として多数の外人教師を擁していた文科大学で教授数が少いのは当然として、理科大学が講座数18に対して教授17、医科大学が25に対して20と、ほぼ満足すべき状態にあったのに対して、法科大学では26対13、工科大学が27対18、農科大学も22対14と、4～5割近い講座が、依然として「空席」となっていた。一教授一講座への道は、まだ遠かったのである。

5. 講座制の意義と機能

以上みてきた戦前期、とりわけ導入当初の講座制に期待された、またそれが果たした機能については、まだ十分明らかとはいえない点が多く残されている。

現在の国立大学における講座制は、主として旧制の帝国大学・官立単科大学の後身である博士課程の大学院をもつひと握りの大学に限られている。それが大学や学部によって実際の運用面で大きな多様性をもっているという事実はひとまずおくとして、基本的には、講座は次の4点で、国立大学の編成と運営の基礎単位として機能しているとみてよい。⁽¹²⁾すなわち第1に、それは教育研究組織の単位であり、研究機能をもつ大学院大学だけが講座制をとることを許されている。いいかえれば、講座制は、アカデミック・プロフェッションの再生産機構としての位置づけを明確に与えられてい

(12) 国立大学における講座制の機能については拙稿「国立大学」（清水義弘編『日本の高等教育』昭和43年、第一法規、所収）を参照。

るのである。第2に、講座は教官組織の基礎単位でもある。現行の講座は実験・非実験・臨床の3種に分かれ、それぞれに教授・助教授各1、助手1～3の教官定員がつけられている。教官の補充は原則として、この講座単位で行われるのである。

第3に、現行の講座制は、学生定員とも関係している。大学院の入学定員は1講座につき修士2、博士1が原則とされており、また学部についても、講座増はそれに対応した一定数の入学定員増を伴うのがふつうである。さいごに第4として、講座は予算上の単位でもある。講座制をとる大学の教官研究費は講座毎に積算され、その積算単価は実験・非実験・臨床の別に定められている。これはそれ以外の大学の教官研究費が、教官単位に積算されることは大きな違いである。

こうした現在の講座制の機能様式と戦前期の、とりわけ導入当初のそれとの間には、明らかに大きな違いがある。なぜなら、戦前期の講座は予算の編成や配分、学生定員となら直接的な関係をもたず、またこれまで見てきたように、講座と教官定員との間にも、はっきりした対応関係は存在しなかったからである。残る教育研究組織の基礎単位としての講座という点についていえば、それが各分科大学の編成の基礎とされたことは間違いないとしても、講座のもつ後継者の養成——アカデミック・プロフェッションの再生産機構としての機能が、どこまで自覚的にとらえられていたのかについては疑問が残る。現在、講座制が顕在的にはたしている機能は、事実上すべてが、明治26年以降の講座制の制度としての定着と発展の過程で、徐々に、慣行として形成されてきたのであって、発足当初から、それが期待され、もっていたものではないとみるべきだろう。

それでは、明治26年の講座制はどのような政策的な意図から、またどのような機能を期待されて導入されたのであろうか。「欧米諸大学」にならって「近代大学」としての体裁や形態を整えるため、という単純な理由で説明することも不可能ではない。しかし寺崎氏のすぐれた先行研究で明らかにされているようにそこには、少くとも2つの表向きの政策意図があったようである。⁽¹³⁾第1に「大学内の研究教育の責任体制、とりわけ大学教授の専攻責任を明確に」し、第2に教官、とくに若手教官の待遇を改善するため「業績給的・能力給的な要素を俸給制度に反映させる」ことがそれである。⁽¹⁴⁾

講座制の導入にあたって提出された閣議請議案のひとつによれば、この2つの目的はさらに、不可分の形で関連しあったものとしてとらえられていた。すなわちそれによれば、⁽¹⁵⁾講座制の不在は「大学ノ教科ト教官トノ関係」を「一定明確ナルコト能」はなくしているだけでなく、教官の処遇や報酬の制度を年功的なものにし、「同一ノ教授ニシテ劳逸相異ナラ」ず、また「其学识前任者ニ等ク或ハ之ニ優ル者アル」にもかかわらず新任者ほど「薄給ヲ得ルニ止マ」という状況を生んでいるというのである。そして同じ閣議請議案によれば、その結果として「學術技芸ヲ修メタル有為

(13) 寺崎、前掲論文(2)、p.8。

(14) このうち、俸給を本俸と職務俸とに分け、職務俸を講座につけるという、報酬システムの改正については、ここではふれない。ただ、寺崎氏の分析について、若干の疑問をのべさせていただくとすれば、講座毎に講座俸の額と担任者とをつきあわせていくと、それが必ずしも「職務ノ繁閑」と「講義時間」や「実験時間」を尺度として決定されたものではなく、具体的な担任者との関係で、金額にかなりの配慮が加えられていたのではないと思われる。詳細は寺崎論文(2)のpp.82-83に掲げられた表と、本論文の講座担当状況の表を重ねあわせていただくとして、たとえば、講座俸の未定部分はいずれも、外人教師の担当が予定されたものであり、また医科大学についていえば、ただ一講座のみ400円となっている皮膚病学・梅毒学は、教授の兼担講座であり、他の分科大学の場合には、講師や助教授担当講座のほとんどが、低額に査定されている。それが本来「補助講座」的な性格をもつたための、それとも担任者が教授でないためであるのか、講座俸のその後の変更をたどってみる必要があるが、ここで、とりあえず疑問を提起しておきたい。

(15) 「帝国大学講座及俸給令」(寺崎論文(1)、p.9に引用)による。

ノ士ハ多ク志テ他ノ官職ニ就ク者」があり、「現ニ大学ノ衰頹ヲ致スノ一原因タラント」している、というのであった。

この指揮通り、実際に「有為ノ士ハ多ク志テ他ノ官職ニ就」くという状況が、この明治26年という時点でもなお、存在したかどうかは問題である。文部省派遣留学生の教授就任数にみたように、明治10年代後半に比べれば、帝国大学時代に入ってからのアカデミック・キャリアは格段に安定し、確立されたものになりつゝあったからである。しかしその反面、文部当局が不安を抱かざるをえないようなケースが、とりわけ法科大学と工科大学で、跡をたたなかったことも事実である。たとえば法科大学では、教授ス波惇六郎が在任わずか一年余で内閣法制局に転じ、高級官僚としての道を選び、行政法担任者が空席になるという事態を生んでいるし、工科大学でも機械工学の九里（五大）竜作や、土木工学の白石直治が、相次いで実業界に転じてしまった。エリート・キャリアの一部としてのアカデミック・キャリアはたしかに制度的には確立された。しかし、これら帝国大学卒業・海外留学のエリートを大学教授の座にとどめるためには、かれらの「アカデミック」エリートとしての自意識を確立させ、アカデミック「プロフェッション」としての、職業的エトスを形成していくための、手をうたなければならない。講座制の導入に期待されたのは、大学教授の座をいっそう魅力的なものにするよりもむしろ、教授の専攻専任を明らかにし「教官ノ専任ヲ重」くして、かれらをプロフェッションとしての「職業倫理」にめざめさせることにあったのではないだろうか。

講座制の導入に伴って教授集団内部に起こった最大の変化が、他官省からの兼任教授制の廃止であったことは、このように考えることによってもっともよく理解されるだろう。講座制の導入時に退職した大学教授は、法科1、医科1、工科5、文科4、農科1であるが、そのうち、医科大学の1名をのぞく全員が兼任の教授職をとかれたものであり、かれらの多くは、そのまゝ嘱託講師として講座を担当した。中山氏によれば⁽⁶⁾日本の近代科学の特徴は、まず政府の手で制度（大学）をつくり、その中に外来の学問パラダイムを経典として輸入・移植し、そのあとで、移植された学問パラダイムの支持集団を形成するという、西欧諸国の「パラダイム先導型」とは対照的な、「制度先導型」の発展過程にある。この中山氏のいう「制度先導型」の特徴は、そうした輸入された学問パラダイムの担い手であるアカデミック・プロフェッション、大学教授の場合にも共通している。政府はまず「大学」という制度をつくり、次いで海外留学システムを計画的に活用しながら、その制度をみたとす、大学教授集団をつくり出してきた。しかし、教授集団はたんにそれが量的に一定の規模に達し、また持続的な発展への制度的な基礎を与えられたというだけで自動的に、自覚的な職業集団としてのアカデミック・プロフェッションへと転化するわけではない。大学教授がひとつのプロフェッションとして自己を確立していくためにはそうした制度の枠組みのなかで、かれら自身が、独自の「職業倫理」を意識的に創り出していかなければならないのである。⁽⁷⁾

そうしたプロフェッションとしての自覚や「職業倫理」確立の必要性の認識は、帝国大学発足後の、ドイツ大学留学帰国者を主体とした教授集団の内部に、ようやく芽生えつつあった。明治22年、教官人事権をふくむ「教授会自治」への要求を自覚的にうち出した、一部大学教授による『帝国大学組織私案』が作成され、文部省に提出されたことは、それを象徴的に示している。⁽⁸⁾また講座制の導入に先立って、大学内部にも「大学教授には兼任の行政官などを充てるべきでなく、専任の人間

(6) 中山茂『歴史としての学問』、昭和49年、中央公論社、p.255。

(7) プロフェッションと職業倫理の関係については、たとえば Wilensky, H. L. "The Professionalization of everyone?" in *American Journal of Sociology*, 1964, No. 70. 参照。

(8) 寺崎昌男「小金井良精にみる『大学自治』の原点」（『月刊エコノミスト』昭和49年9月号所収）参照。

が当たるべきで、しかも自己の専攻領域に専念できるような体制と待遇をつくってもらいたいという要求」がすでに生まれていたことも指摘されている。⁽¹⁹⁾ 講座制の導入は、そうした教授集団内部からの内発的な要求のたかまりをふまえて「アカデミック」エリートのエリート一般からの分離と、その自立的な拡大再生産の機構化をめざす文部官僚の手で、導入されたのである。アカデミック「プロフェッション」としての大学教授の「職業倫理」の形成は、こうして、「講座制」という制度の枠組みと、不可分に結びついて進められることになった。

明治26年8月の『帝国大学官制』によれば、教授は「講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導シ、助教授は「教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事」するものであり、またこの他に「教官ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ服ス」る助手が、はじめて正式の職名として登場し、ここによりやく、現在まで続く教官組織のハイラーキカルな構造が、確定することとなった。そこにはまだ、現在のような、講座と助教授、教授と助教授との1対1の対応関係は存在しなかった。助教授定員は、教授定員の半数強しかなく、またその実数も、明治末年になっても、教授142名に対して助教授は67名にすぎなかった。しかし、同時に、助教授からの教授昇任者が着実にふえはじめたことは3年間の海外留学と同様に、それが教授にいたる不可欠のキャリアとなりはじめたことを示唆している。いま、明治27年以降35年までの新任教授中、助教授からの昇任者の数をみれば、法科10名中6名、医科9名中9名、工科17名中7名、文科9名中2名、理科8名中2名、農科9名中3名となり、分野によって違いはあるものの、全体として62名中29名と半数近くをしめた。

こうして講座制の導入とそれに関連した一連の改革は、大学教授集団の安定的で持続的な発展に必要な制度的基礎を与え、またエリート・キャリアとしてのアカデミック・キャリアの確立をもたらした。そしてこの講座制にまもられた帝国大学の教授集団を先導に、わが国のアカデミック・プロフェッションの本格的な形成の過程が進行していくのだが、その過程の分析は別の機会にまづことしてしたい。

(1977年1月9日)

(19) 寺崎前掲論文(2), p. 86.

大学研究ノート 通巻30号

1977年6月発行

発行 広島大学 大学教育研究センター

広島市東千田町1丁目1-89

TEL (0822)41-1221(内線706)

印刷 (有) 高橋 謄 写 堂

広島市千田町3丁目2-29

TEL (0822)44-1110(代)

大学研究ノート・バックナンバー

- 第 1 号 (1971. 8) サセックス大学のカリキュラム：自然科学系ハンドブック 1966-67 より
..... 大学問題調査室〔編訳〕
- 第 2 号 (1971. 9) ドイツの大学における Institute 数及び教授数に関する集計
..... 近 藤 春 生
- 第 3 号 (1971. 10) 高等教育に関する主要外国雑誌目録 岩 村 聡〔編〕
- 第 4 号 (1972. 7) 欧米の医学カリキュラム 杉 原 芳 夫〔編訳〕
- 第 5 号 (1972. 8) アメリカ合衆国の主要大学に関する基本資料
..... 関 正 夫・川 上 昭 吾〔編訳〕
- 第 6 号 (1973. 2) サセックス大学のカリキュラム：人文・社会系ハンドブック 1966-67 より
..... 大学教育研究センター〔編訳〕
- 第 7 号 (1973. 3) 諸大学学寮規程・規則集(1) 大学教育研究センター〔編〕
- 第 8 号 (1973. 8) ドイツ大学改革と学生生活の現況 マールブルク大学を中心として
..... 千代田 寛・阪 口 修 平
- 第 9 号 (1973. 9) 広島大学医学部紛争における医局・講座、大学院および学位制度問題資料
..... 杉 原 芳 夫〔編〕
- 第 10 号 (1974. 1) 理学部生物学科の調査－カリキュラムを中心に 川 上 昭 吾
- 第 11 号 (1974. 2) 大学院・研究体制に関する文献目録 喜多村 和 之〔編〕
- 第 12 号 (1974. 2) 大学院・学位に関する規程集 喜多村 和 之〔編〕
- 第 13 号 (1974. 3) アメリカ工業教育協会報告書：工学系学生のための教養教育
..... 関 正 夫〔編訳〕
- 第 14 号 (1974. 3) 諸大学学寮規程・規則集(2) 大学教育研究センター〔編〕
- 第 15 号 (1974. 6) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
農業高校生の進路選択と農業に関する意識の調査研究
－普通高校生との比較－ 山 谷 洋 二
- 第 16 号 (1974. 9) カリフォルニア大学の農学系カリキュラム 山 谷 洋 二〔編訳〕
- 第 17 号 (1975. 1) ヨーロッパの学生宿舎を見て 横 尾 壮 英
- 第 18 号 (1975. 2) 学寮の管理運営の法的検討 畑 博 行・村 上 武 則
- 第 19 号 (1975. 3) 大学院・学位制度に関する資料集 寺 崎 昌 男〔編〕
- 第 20 号 (1975. 10) 大学の大衆化をめぐる 大学教育研究センター〔編〕
- 第 21 号 (1976. 1) 大学英語教育に関するアンケート調査－広島大学における学生の意見－
五十嵐 二 郎・稲 田 勝 彦・岩 村 聡
藤 本 黎 時・湯 浅 信 之・
- 第 22 号 (1976. 3) 西ドイツ高等教育改革の青写真 天 野 正 治
- 第 23 号 (1976. 3) 宮城教育大学の教育改革－視察報告－ 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 24 号 (1976. 8) 広島大学学生の宿舎と生活－アンケート調査から－
..... 黒 川 正 流・上 里 一 郎・岩 村 聡
- 第 25 号 (1976. 9) 高学歴社会－その現実と将来－ 大学教育研究センター〔編〕
- 第 26 号 (1976. 11) 大学の組織・運営に関する総合的研究
..... 組織・運営プロジェクト〔編〕
- 第 27 号 (1977. 1) 教師教育カリキュラムに関する研究 教師教育プロジェクト〔編〕
- 第 28 号 (1977. 2) 農学系大学・学部新入学生の入学動機と農業に関する意識の調査・研究
その 2 東日本の場合 山 谷 洋 二
- 第 29 号 (1977. 3) 理学系学生に対する教養課程における自然科学教育に関する調査研究
..... 大学教育研究センター〔編〕

A Study on Japanese Academic Profession

— Formation of the Faculty and
the Chair System in the Imperial University —

Contents

Introduction: Growth of Academic Profession and Imperial University

Chapter I. Institutionalization of Study Abroad

1. Search for the system	4
2. First System	5
3. Changing policies	7
4. Second system	8
5. Study abroad and academic career	10

Chapter II. Formation of Faculty

1. Law	14
2. Medicine	16
3. Natural sciences	18
4. Engineering	22
5. Literature	25
6. Agriculture	27

Chapter III. Faculty and the Chair System

1. Faculty organization	30
2. Idea of chair system	31
3. Creation of chairs	33
4. Chairs and professors	38
5. Functions of chair system	42

A Study on Japanese Academic Profession

— Formation of the Faculty and
the Chair System in the Imperial University —

Ikuo Amano

RESEARCH INSTITUTE FOR HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY Hiroshima, Japan